

平成20年

第6回美濃市議会定例会会議録

平成20年12月 1日 開会

平成20年12月18日 閉会

美 濃 市 議 会

平成20年第6回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月1日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
所管事務調査結果の報告	4
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案の上程	8
議案の説明	
認第3号(副市長 太田松雄君)	8
認第4号・認第5号・認第6号・認第10号・議第74号・議第78号 (民生部長 川野 純君)	11
休憩	17
再開	17
認第7号・認第8号・認第9号・議第75号・議第76号・議第77号・議第80号 議第86号・議第87号(建設部参事兼上下水道課長 丸茂 勝君)	17
議第73号・議第85号・議第91号(総務部長 加納和喜君)	23
議第79号(美濃病院事務局長 岩原 泰君)	25
休憩	26
再開	26
議第81号・議第82号・議第83号・議第84号(秘書課長 古田則行君)	26
議案の上程	28
議案の説明	
議第88号・議第89号・議第90号(市長 石川道政君)	28
休憩	28
再開	29
質疑	29
委員会付託省略(議第88号から議第90号まで)	29

討論	29
議案の採決	29
休会期間の決定	29
散会の宣告	30
会議録署名議員	31

第 2 号 (12月11日)

議事日程	33
本日の会議に付した事件	33
出席議員	34
欠席議員	34
説明のため出席した者	34
職務のため出席した事務局職員	34
開議の宣告	35
会議録署名議員の指名	35
認第3号から議第91号までと市政に対する一般質問	
1 野倉和郎議員	35
1. 昨年の12月議会以降、財源の確保や事業費の縮小はどの程度進んでいるのか	
2. 非常事態にある財政状況下での平成21年度予算編成に対する基本姿勢について	
石川市長答弁	36
再 野倉和郎議員	38
2 古田 豊議員	38
1. 財政健全化のための方策について	
① 行政評価システムの導入について	
② 税収増加対策とイベントなどの事業縮小による財政立て直しについて	
石川市長答弁	40
再 古田 豊議員	42
3 並 信行議員	43
1. 裁判員制度の実施に向けて、市民・関係者への周知は、どのようにされているか	
2. 持続可能な高齢化社会実現に向け、ボランティア活動をしてこられた方の経験を生かし、市内全体に広められないか	
加納総務部長答弁	47
川野民生部長答弁	47
再 並 信行議員	48

休憩	49
再開	49
4 山口育男議員	49
1. 追加経済対策における「定額給付金」について	
① 市長の考えはどのようなか	
② 所得制限を設けるのか否か、その判断基準は何か。また、支給方法はどのようなか	
③ 交付に対する組織体制はどのようなか	
石川市長答弁	50
5 武井牧男議員	52
1. 牧谷小学校開校について	
① 特別教室「手すき和紙工房」を利用したの特色ある学校づくりをどのように取り組むのか	
② 統合から生じる不用となる図書、備品はどの程度でいいのか。また、活用はどのように考えているのか	
2. コミュニティーバス、自主運行バス 牧谷線の事業見直しについて	
① 利用率の低い路線について、今後どのように対応されるのか	
② 財政難を乗り越えて運行できるような総合的運行対策をどう考えているのか	
森教育長答弁	53
加納総務部長答弁	54
再 武井牧男議員	55
休憩	56
再開	56
6 塚田歳春議員	56
1. 昨今、企業の雇用形態は、正規雇用を控え派遣や期間労働者を採用しているが、市内の主な企業の実態をつかんでいるのか。また、このような雇い方をどう思っているのか	
2. 地域づくり支援事業は、当初計画では各中学校校下で共通した事業を行うとされていたが、それが緩和されたのはなぜか。事業の進め方に無理があったと思うがどうか	
3. 消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務づけられたが、高齢者などに対し助成できないか	
石川市長答弁	59
加納総務部長答弁	60
川野民生部長答弁	61
再 塚田歳春議員	62

休憩	63
再開	63
加納総務部長答弁	63
再々塚田歳春議員	64
加納総務部長答弁	64
7 佐藤好夫議員	64
1. 善光寺入口から道の駅「美濃にわか茶屋」までの国道156号拡幅計画の進捗状況について	
2. 平成24年岐阜国体の自転車ロードレースについて	
① コースの選定及び整備について	
② 受け入れ体制づくりについて	
平林建設部長答弁	65
藤田教育次長兼教育総務課長答弁	66
8 太田照彦議員	67
1. 来年度開校する牧谷小学校の学校再編成の進捗状況について	
① 両校の児童同士の交流について	
② 今後のスケジュールについて	
③ 廃校後の跡地利用について	
森教育長答弁	68
日程追加（議第92号及び議第93号）	69
議案の上程	69
議案の説明	
議第92号（総務部長 加納和喜君）	70
議第93号（民生部長 川野 純君）	70
休憩	71
再開	71
質疑	71
委員会付託（認第3号から議第87号まで及び議第91号から議第93号まで）	71
日程追加（市議第6号）	71
議案の上程	72
議案の説明	
市議第6号（14番 野倉和郎君）	72
休憩	73
再開	73
質疑	73
委員会付託省略（市議第6号）	73

討論	73
議案の採決	73
休会期間の決定	73
散会の宣告	73
会議録署名議員	75

第 3 号 (12月18日)

議事日程	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	78
欠席議員	78
説明のため出席した者	78
職務のため出席した事務局職員	78
開議の宣告	79
会議録署名議員の指名	79
議案の上程	79
委員長報告	
総務常任委員会委員長 山口育男君	79
民生教育常任委員会委員長 太田照彦君	80
産業建設常任委員会委員長 野倉和郎君	81
委員長報告に対する質疑	82
討論	82
塚田歳春議員	82
議案の採決	84
閉会の宣告	88
市長あいさつ	88
会議録署名議員	90
総務常任委員会審査報告書	91
民生教育常任委員会審査報告書	91
産業建設常任委員会審査報告書	92

美濃市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成20年12月1日に第6回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成20年11月21日

美濃市長 石 川 道 政

付議事件名

- 1、平成19年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成19年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成19年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成19年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成19年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成19年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成20年度美濃市一般会計補正予算（第3号）
- 1、平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成20年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）
- 1、平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市下水道条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、人権擁護委員の推薦について

1、人権擁護委員の推薦について

1、人権擁護委員の推薦について

1、美濃市土地開発公社定款の変更について

平成20年12月1日

平成20年第6回美濃市議会定例会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成20年12月 1 日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 認第 3 号 平成19年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 4 号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 5 号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 6 号 平成19年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 7 号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 8 号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 9 号 平成19年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第10号 平成19年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議第73号 平成20年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第12 議第74号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第13 議第75号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第76号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第77号 平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第78号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第17 議第79号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第18 議第80号 平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第19 議第81号 美濃市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について
- 第20 議第82号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第21 議第83号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議第84号 美濃市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議第85号 美濃市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第86号 美濃市下水道条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第87号 美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第88号 人権擁護委員の推薦について
- 第27 議第89号 人権擁護委員の推薦について
- 第28 議第90号 人権擁護委員の推薦について
- 第29 議第91号 美濃市土地開発公社定款の変更について

本日の会議に付した事件

第1から第29までの各事件

出席議員（15名）

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日比野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	平 林 泉 君	建 設 部 参 事 兼 上 下 水 道 課 長	丸 茂 勝 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 壽 君
美 濃 病 院 事 務 局 長	岩 原 泰 君	総 務 課 長	梅 村 健 君
健 康 福 祉 課 長	野 倉 敏 男 君	秘 書 課 長	古 田 則 行 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	平 野 廣 夫	議 会 事 務 局 長	井 上 司
議 会 事 務 局 記 書	太 田 博 康	議 會 事 務 局 次 長	

○議長（日比野 豊君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成20年第6回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長あいさつ

○議長（日比野 豊君） 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成20年第6回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしの秋は、「美濃和紙あかりアート展」「うだつのまち美濃10分の1マラソン」「福祉健康いきいきフェア」「市民ふれあい消防祭」「産業祭」など各種イベントにつきまして、議員各位を初め市民皆様の御協力により、盛大のうちに無事に終了することができました。ありがとうございました。

9月に開駅1周年を迎えた道の駅「美濃にわか茶屋」が「G I F Uバリアフリー賞」を受賞し、また経営につきましても順調に推移しているところであり、関係者の皆様の御尽力に対し、感謝を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。

また、今日、世界的に問題化されております地球温暖化対策、CO₂削減など環境問題への取り組みの一つとしてレジ袋削減に向け推進してまいりました結果、去る8月に岐阜県と市内のスーパーなど6事業所とレジ袋有料化の調印をし、10月1日から実施され、順調に推移しており、これにより市が進めております「もったいない運動」の一つとして、無駄な袋を使わない、環境を汚さないことでCO₂の削減につながり、さらにマイバッグ、マイはし、アイドリングストップなど環境問題への取り組みへのつなぎとなっていくものと確信しているところでございます。

国においては、アメリカ発の金融危機に端を発する世界同時不況が深刻化し、金融・経済対策が世界共通の課題となっています。日本では、緊急経済対策や地方に対する活性化策、生活対策等々、重要な案件が山積しています。市といたしましても、市民生活が安定して送れるよう、きめ細かく対応してまいります。なお、政府の定額給付金については、当市は所得制限をせず支給の予定であります。

さて、本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、平成19年度事業決算が8件、補正予算が8件、条例改正が7件、人事案件が3件、その他が1件、合計27件でございます。議案の内容につきましても後ほど御説明いたしますが、平成19年度美濃市歳入歳出決算につきましては、厳しい財政事情の中、平成まちづくり改革大綱に基づき、健全財政を堅持しつつ、厳しい歳出削減に努めながら市としての必要な事業を積極的に推進してまいりました。

一般会計の決算額は、歳入90億3,338万円、歳出87億380万円で、歳入で6%の減少、歳出

で3.8%の減少となりました。歳入と歳出の差引額は3億2,959万円となり、翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は2億9,366万円の黒字となりました。

歳入におきましては、市税が4億3,787万円、14.5%の増加、繰越金が2億2,737万円、67.8%増加などがあったものの、財政調整基金、地域づくり推進基金の取り崩しによる繰入金3億7,689万円、65.7%の減少や、市債の1億9,430万円、34.8%の減少、地方交付税1億8,386万円、7.3%の大幅な減少により、全体で5億7,557万円、6.0%の減少となりました。

歳出におきましては、平成19年9月にオープンしました道の駅「美濃にわか茶屋」の整備、併設したサイクルステーションや周辺の市道整備、美濃西部、曾代、インター前の土地区画整理事業、美濃病院跡地に観光ふれあい広場整備、中有知小学校プール改築事業のほか、防災ラジオ有償配付、地震ハザードマップ作成やケーブルテレビ番組の作成など、各種事業の推進を図ってまいりました。

次に、特別会計の総決算額は、歳入85億5,723万円、歳出84億2,530万円で、前年度に比べ歳入で1.6%の増加、歳出では0.9%の増加となりました。会計別では、国民健康保険、老人保健、簡易水道、介護保険の4会計が歳入歳出ともに前年度決算額を上回る結果となりました。

主な理由として、交通災害共済については給付事業等の減少、国民健康保険では療養給付費等の増加、老人保健では前年度繰上充用金等の増加、農業集落排水事業では乙狩地区の事業費等の減少、下水道については左岸浄化センター建設事業費の減少、介護保険では介護給付費交付金等償還金の増加等がございました。

各会計の決算の主な概要は以上でございますが、厳しい財政事情の中で創意工夫を凝らしながら、ほぼ所期の目的を達成することができたと考えております。これも、ひとえに議員各位の御指導と御協力のたまものであり、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今定例会に提出します案件は、決算の認定、補正予算、条例改正等、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

開会・開議の宣告

○議長（日比野 豊君） ただいまから平成20年第6回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時07分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（日比野 豊君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

所管事務調査結果の報告

○議長（日比野 豊君） 次に、所管事務調査結果の報告を行います。

これについて、各常任委員会における調査結果の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 山口育男君。

○総務常任委員会委員長（山口育男君） おはようございます。

総務常任委員会の行政視察について報告をいたします。

去る11月10日月曜日から12日水曜日の3日間、岡山県玉野市、備前市、兵庫県赤穂市を視察いたしました。

岡山県玉野市では、玉野市市税等滞納整理対策について視察に行ってきました。

玉野市は、従前から設置する玉野市収納率向上連絡会議の上部組織として、平成19年4月に市税、保険料、使用料、手数料及びその他収入の収納対策の強化を図るとともに、国の三位一体改革による税源移譲に伴う市税の財源確保の要請に対応するため、市税等滞納整理対策本部を設置し、もって玉野市財政の安定化を図り、市税等の公平・公正な義務負担を推進することを目的に、全庁的な取り組みが行われています。職員の育成を行いながら、岡山県税整理組合と連携をとり、市税滞納整理の実施計画に基づき事業が推進されております。美濃市におきましても、市税等の滞納は大きな問題であり、組織による計画的な取り組みは参考になりました。

岡山県備前市では、行政評価システムについて視察を行いました。

備前市は、行政の活動を一定の目的、基準、視点に従って評価し、その結果を改善に結びつける行政評価システムを導入しております。厳しい財政状況の中で、市の目指すまちづくりを進めていくためには、事業の選択と事業費や人件費の行政資源の集中という切り口で事務事業を見直し、行政資源を最も効率的、かつ効果的に配分しながら事業を展開しております。さらに、行政評価システムを機軸に、総合計画、予算、組織、人事管理などとの連携を強化し、一体的、かつ総合的な行政運営の仕組みを構築し、時代の変化やニーズに対応した的確な施策を推進しています。当市におきましても、厳しい財政事情の中で事業を一つ一つ評価しながら、行政資源を効率的、効果的に配分し、市民ニーズにこたえるべき施策を推進する上で参考になりました。

兵庫県赤穂市では、定住支援推進事業についてとふるさとづくり寄附条例について視察を行いました。

赤穂市は、平成14年度に市制施行以来初めて人口減となり、人口増を図るため、平成18年10月に赤穂市定住促進基本計画を策定し、本格的に定住促進事業を実施しております。空き家情報バンク、転入者定住支援金交付事業などさまざまな取り組みが展開される中、19年度で25世帯74人、20年度の上半期では15世帯44人が制度を利用し、人口の増加が図られております。人口が減少傾向にある当市においても、人口の増加を図る取り組みは参考になりました。

とふるさとづくり寄附条例については、個性あふれるとふるさとづくり、まちづくりを推進し、歴史ある赤穂市を次世代に引き継ぐため、赤穂への思いを持ち、共感する人々からの寄附金

を市政の新たな展開や充実を図るための施策を反映させることを目的に、7事業に寄附を募っております。10月31日現在、19件238万8,000円余りの寄附が寄せられております。当市においても、ふるさと美濃を応援していただく方に寄附をお願いしておりますが、赤穂市の特色を生かした取り組みは参考になりました。

以上で報告を終わります。

なお、視察の資料、詳細につきましては事務局の方に取りまとめてありますので、御参照をお願いします。

○議長（日比野 豊君） 次に、民生教育常任委員会委員長 太田照彦君。

○民生教育常任委員会委員長（太田照彦君） おはようございます。

民生教育常任委員会の行政視察について報告いたします。

去る10月8日水曜日から10日金曜日の3日間、佐賀県武雄市、福岡県筑後市、朝倉市を視察いたしました。

佐賀県武雄市では、総合型地域スポーツクラブについて視察を行いました。

武雄市では、生涯スポーツの振興に向けて、さまざまな施策を行っていますが、このクラブ育成事業もその一つであります。2年の準備期間を経て、昨年5月から正式にスタートしました。行政が主体となって設立したのですが、会員が自主的に運営するクラブとして、今年度は七つのサークルと四つの教育が活動しており、健康づくりのためのスポーツ活動だけにとどまらず、さまざまな交流を通じて会員同士の連帯感も生まれてきています。利用施設の老朽化に伴う整備、民間組織への運営主体の移行等、まだ多くの課題はありますが、今後は地域活動においてもクラブが中心となり、地域の拠点となっていくものと期待されています。美濃市においても、1市民1スポーツを促進しているところですが、このような手軽な参加できるクラブも参考になると考えました。

福岡県筑後市では、乳幼児健康支援一時預かり事業、病後児保育施設について視察を行いました。こうした事業は、保育園や開業医が行っているところが多いのが現状ですが、筑後市では市民病院に委託をしています。施設は、少子化対策臨時特例交付金を受けて市民病院の隣に建設、平成12年に開所されました。利用するにはかかりつけ医からの連絡票が必要ですが、発行の費用は地区医師会と協議の上、無料となっています。また、利用料金は利用者の住所、預かり時間等に応じて定められています。滞納はないとのことであります。法律的な運営と事業の目的とを重ねて考えた場合、現在の利用者数の多少については判断しかねますが、筑後市ではこの施設を子育てしている人たちの最後のとりでとして、今後も継続させていきたいということであります。美濃市においても、子育て支援事業の一環として参考になると考えました。

福岡県朝倉市では、伝建地区の町並み保存について視察を行いました。

朝倉市秋月地区は、平成10年城下町として国の伝統的建造物群に選定されました。以降、保存修理事業等に積極的に取り組んでいます。中でも、特に防災水利施設の整備は、高低差のある地区の特色を生かして、貯水槽、自然加圧式の消火栓を設置するもので、平成23

年度の完備に向けて、7年間で推進しています。また、これに伴い、自主防災組織の育成を図っています。こうした事業を初め、美濃市と同様に市民の理解と協力を得ながら、町並み保存への取り組みがなされています。

以上で報告は終わります。なお、視察の資料につきましては事務局にまとめてありますので、御参照ください。ありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） 次に、産業建設常任委員会委員長 野倉和郎君。

○産業建設常任委員会委員長（野倉和郎君） 皆さん、おはようございます。

産業建設常任委員会の行政視察について報告をいたします。

去る10月15日水曜日から10月17日金曜日の3日間、山口県宇部市、広島県廿日市市、竹原市を視察いたしました。

山口県宇部市では、地産地消推進事業について視察を行いました。

宇部市は、住民に新鮮・安全な食材を提供するとともに、地元農林水産業の振興を図るため、平成16年に宇部市地産地消推進検討会が発足いたしました。地産地消の取り組みとして、学校給食等の地元農産物の利用拡大への支援、有機減農薬栽培に取り組む農業者への支援などを行ってきたところであります。地場農林水産物の需要拡大が図られ、生産者の安定収入や高齢者の生きがい、地域の活性化につながってきました。学校給食における取り組み、農業者への支援内容等について詳細な説明を受けました。美濃市においても地産地消には力を入れており、今後さらに推進していく上で参考になりました。

次に、広島県廿日市市では、景観形成の取り組みについて視察を行いました。

廿日市市では、市民、事業者と行政が連携し、市固有の景観を守り育て、よりすぐれたものとしていくため、市民と行政のパートナーシップによる景観づくりを基本理念とした景観基本計画を策定し、さらに景観づくり条例を制定しました。その取り組みの一環として、すぐれた景観づくりを実践する市民や事業者を表彰する廿日市景観づくり大賞を設け、募集したところ、回を重ねるごとに多様な物件に広がり、趣旨・内容等による部門を設けるまでになり、市民に景観に対する意識が高まってきました。こうした市民、事業者と行政の連携による取り組みについて説明を受けました。美濃市においても景観形成に取り組んでいるところであり、今後の事業推進の上で大変参考になりました。

次に、広島県竹原市では、伝建地区の観光振興について視察を行いました。

竹原市は、昭和57年4月1日に伝建地区の指定を受け、地区内の建造物の修景・修理を進め、市民との協働により町並み一帯が竹灯籠や竹のオブジェで幻想的にライトアップされる「たけはら憧憬の路」を開催してきたところ、観光客も多く訪れるようになってまいりました。こうした中、一層のにぎわいづくりと交流促進のため、商工業、農林水産業の振興と企業誘致等との一体的な施策を推進する各担当を統合した産業文化課を設け、その中に観光文化室も設置し、連携を強化する中での観光振興策について説明を受け、また伝建地区を視察し、市民の取り組みについても説明を受け、市民との協働も重要であるが、行政組織の連携強化による対策も必要であることを再認識いたしました。

以上で報告を終わります。なお、視察の資料につきましては事務局にまとめてありますので、御参照を願います。

○議長（日比野 豊君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（日比野 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 並信行君、2番 古田豊君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（日比野 豊君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間といたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から12月19日までの19日間と決定いたしました。

第3 認第3号から第25 議第87号まで及び第29 議第91号（提案説明）

○議長（日比野 豊君） 日程第3、認第3号から日程第25、議第87号までと、日程第29、議第91号の24案件について、日程順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に認第3号について、副市長 太田松雄君。

○副市長（太田松雄君） それでは、認第3号 平成19年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

まず最初に決算の収支を御説明申し上げますので、赤スタンプ2番の平成19年度美濃市歳入歳出決算書の122ページをお開きください。なお、説明に際しましては、1,000円未満を四捨五入した額で説明させていただきますので、よろしくお願います。

これは、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は90億3,338万4,000円、歳出総額は87億379万5,000円で、歳入から歳出の差引額が3億2,958万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費繰越額3,592万6,000円を差し引いた実質収支額は2億9,366万3,000円の黒字となりました。

それでは、決算の概要につきまして、赤スタンプ3番の平成19年度一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書により御説明申し上げますので、1ページをお開きください。一般会計の決算概要でございます。

決算規模は、平成18年度の決算と比較しますと、歳入で5億7,557万円、6%の減、また歳出につきましても3億4,243万5,000円、3.8%の減となっております。

収支の状況では、先ほど申し上げましたように、歳入歳出差引額が3億2,958万8,000円で、この額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億9,366万3,000円の黒字となっております。実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は1,323万4,000円の黒字となり、単年度収支から財政調整基金の取り崩し額1億5,000万円を差し引き、積立金377万円と繰り上げ償還借換債を除く実質の繰り上げ償還金3万7,000円を加えた実質単年度収支は1億3,296万円の赤字となりました。

次に、2ページ、3ページをお開きください。

この表は、一般会計の決算状況のうち、歳入の状況を各款別にまとめたものでございます。歳入決算額は90億3,338万4,000円で、前年度に比べまして、6.0%の減でございます。

2ページの款別の主なものを見ますと、1款 市税は34億6,317万5,000円で、構成比38.3%、前年対比14.5%の増となっております。次に、10款 地方交付税は23億3,173万8,000円で、構成比25.8%、前年比で7.3%の減となっております。19款 繰越金は5億6,272万3,000円で構成比6.2%、14款 国庫支出金は5億268万円で構成比が5.6%、15款 県支出金4億6,100万6,000円で構成比5.1%、21款 市債3億6,420万円で構成比4%、20款 諸収入は3億3,148万3,000円で構成比が3.7%、次に、18款 繰入金は1億9,689万6,000円で構成比2.2%などが主なものであります。

このうち、3ページの財源内訳の表では、市税、地方交付税などの一般財源は71億1,086万4,000円で、収入全体の78.7%を占めております。前年に比較しますと2億5,381万1,000円、3.4%の減となっております。

次に2ページで、前年との比較で増減額の多いものを見ますと、増額になった主なものは、1款 市税は税源移譲の制度改正などによる市民税個人分及び市内主要企業の業績好調による法人分の増等により4億3,787万1,000円、14.5%、19款 繰越金では、道の駅整備事業等前年度繰越事業の充当財源繰越金の増等により2億2,737万5,000円、67.8%、17款 寄附金は、御手洗グラウンドトイレ整備、ツアー・オブ・ジャパン開催補助及び紙業振興のための寄附金等により1,467万7,000円、498.5%の増等でございます。

一方、減額になった主なものは、18款 繰入金で前年比3億7,688万9,000円、65.7%の減となっておりますが、これは財政調整基金、ケーブルテレビ施設整備事業の地域づくり推進基金の取り崩し等の減によるものでございます。21款 市債で前年比1億9,430万円、34.8%の減は、道の駅整備等のまちづくり交付金事業及び臨時地方道整備事業等の減によるものでございます。また、10款 地方交付税の前年比1億8,386万3,000円、7.3%の減は、国の交付税総額の減少により減となったものでございます。このほかの減額は、2款 地方譲与税1億8,317万2,000円、60.7%、14款 国庫支出金1億4,106万5,000円、21.9%などでございます。

次に、4ページの参考1及び2でございますが、自主財源と依存財源及び一般財源と特定財源に区分し、構成比を表示したものでございます。

上段の円グラフは、前のページの表にありますように、自主財源は48億7,459万2,000円で

54.0%、依存財源は同じく41億5,879万2,000円で46.0%を表示したものでございます。下段の円グラフは、同様に、一般財源は71億1,086万4,000円で78.7%、特定財源は19億2,252万円で21.3%を表示したものでございます。

次に、歳出について説明申し上げますので、6ページをお開きください。

歳出の状況でございますが、歳出総額は87億379万5,000円で、前年度に比べますと3.8%の減でございます。構成比の大きい順に見ますと、3款 民生費18億7,857万円、21.6%、12款 公債費12億1,240万4,000円、13.9%、8款 土木費11億5,748万3,000円、13.3%、10款 教育費10億5,866万3,000円、12.2%となっております。

なお、下段の円グラフは歳出の状況を款別に表示したものでございます。

次に7ページでございますが、歳出の決算額を性質別に区分したものでございまして、1の person 費、2の扶助費、3の公債費を義務的経費と言い、合計39億3,089万8,000円で、前年度に比較しますと7,239万6,000円、1.9%の増となっております。その内訳は、person 費で1.4%の増、扶助費で5%の増、公債費で0.4%の増となっております。

4の物件費から5の維持補修費、6の補助費等、7の積立金、8の投資及び出資金、9の貸付金及び10の繰出金では、合計して36億7,965万4,000円で、前年度に比較しますと1億1,579万4,000円増加しております。

次に、11の投資的経費は10億9,324万3,000円となり、前年度に比較しますと5億3,062万5,000円、32.7%の減となり、(ア)の普通建設事業費で5億749万8,000円減少し、(イ)の災害復旧事業費では2,312万7,000円減少しております。

なお、下段の円グラフは歳出の状況を性質別に区分し、義務的経費、投資的経費、その他経費をあらわしたものでございます。

次に12ページをお開きください。

平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、すべての地方公共団体が健全化判断比率の四つの指標と各公営企業の資金不足比率を算出することが義務づけられました。12ページ及び13ページでは、19年度決算に基づくその指標等でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計の赤字の程度を指標化したものでございますが、一般会計及びすべての会計の合算について赤字となっておりますので、数値は入っておりません。

実質公債費比率につきましては、地方債の返済額等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標で、25%が早期健全化基準となっております。美濃市につきましては15.2%となっており、早期健全化基準を下回っております。

将来負担比率につきましては、地方債等、将来支払っていく可能性のある負担の現在高を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いの指標でありまして、美濃市は119.4となっており、早期健全化基準350%を下回っております。

資金不足比率につきましては、各公営企業会計の資金不足額と料金収入等の規模と比較し

て経営状態の悪化の度合いを指標化したものでありますが、各公営企業会計とも資金不足額が生じておりませんので、数値は入っておりません。

次に、15ページをお開きください。財政指標等の状況について御説明申し上げます。

市の財政状況を他市と比較する場合、一定の約束により共通事項を知る必要がございます。この表は、普通会計における財政指標等の状況であり、区分の1行目、基準財政収入額から一番下の人口1人当たりの額の地方債現在高までの24項目にわたっております。また、団体の区分として、平成18年度では県下都市平均並びに全国都市のうち、本市と人口及び産業構造が類似している団体の平均と比較することができるようになっております。

それでは、15ページの表区分内の上から5行目にあります財政力指数の欄をごらんください。一般的には、自主財源が多いか少ないかが、その団体の財政力が強い、あるいは弱いということですが、財政力を把握する方法として、基準財政収入額を基準財政需要額で除した財政力指数を用いております。5行目の財政力指数（平成17年から19年の3ヵ年平均）では、平成18年度が0.551で、平成19年度は0.583となり、0.032ポイント上向いております。次に、真ん中あたりの24行目にあります経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を把握するために用いるものでございまして、この数値が低いほど弾力性に富んでいるということになります。平成18年度の97.9%に対し19年度は99.8%となり、前年度より1.9ポイント上昇しております。経常収支比率につきましては年々上昇しており、財政構造の硬直化が進んでおります。したがって、今後、平成まちづくり改革を一層推進し、経常経費の抑制に努め、限られた財源の有効かつ効率的な運用を図って、健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

16ページ以降は用語の説明及び指標の推移等を、また歳入科目、歳出科目の決算の状況を具体的にあらわしたものでございます。説明は省略させていただきます。以上で認第3号の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 次に、認第4号、認第5号、認第6号、認第10号、議第74号、議第78号の6案件について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、認第4号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、決算の概要について御説明申し上げます。

交通災害共済事業の運営につきましては、市民の皆様の御理解と御協力によりまして、平成19年度の共済加入者は1万5,900人、加入率は67.89%となりました。また、給付金の支給につきましては21件、86万円を支給しております。

それでは、赤のスタンプ2番の決算書132ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は644万580円で、歳出総額は587万9,551円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに56万1,029円となりました。

次に123ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

歳入の1款 交通災害共済事業収入の収入済額は490万290円で、加入者1万5,900人分の

共済会費であります。

次に、2款 繰入金の収入済額は82万3,320円で、就学前2年の幼児、小・中学校の児童・生徒、交通指導隊員及び女性交通安全委員、合計2,287人の公費負担分を一般会計から繰り入れしたものでございます。

3款 繰越金の収入済額54万3,740円は、前年度からの繰越金であります。

4款 財産収入の収入済額17万987円は、準備積立金の運用収入であります。

5款 諸収入の収入済額2,243円は、普通預金の利息収入であります。

したがって、歳入合計は予算現額643万9,000円に対して、調定額、収入済額ともに644万580円となりました。

次に、歳出でございますが、125ページをお開きください。

歳出の1款 交通災害共済事業の支出済額は587万9,551円で、執行率は91.31%であります。その内訳は、審査委員報酬7万5,000円、加入者申込手数料及び郵送料52万9,620円、電算処理委託料41万4,931円、災害給付金86万円、積立金が400万円でございます。

127ページ以降の説明は省略させていただきます、認第4号の説明を終わります。

次に、認第5号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

国保の加入状況は、平成19年度末で世帯数は4,613世帯、被保険者数9,314人となっており、前年度末に比べて世帯数は26世帯の増加、被保険者数は124人の減少となりました。また、医療費の状況では、1人当たり費用額は40万6,918円となり、前年度比で4.2%の増となっております。

それでは、赤スタンプ2番、決算書の160ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が24億3,735万1,787円で、歳出総額は23億6,556万8,921円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに7,178万2,866円となりました。

次に133、134ページをお開きください。

歳入の1款 国民健康保険税の収入済額は7億8,105万10円で、歳入中の構成比は32.0%でございます。なお、不納欠損額は1,133万6,510円で、収入未済額は1億4,712万717円となりました。以下、収入済額で御説明申し上げます。

2款 使用料及び手数料は36万400円で、保険税の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金は、6億1,086万5,702円で、療養給付費等負担金や財政調整交付金、高額医療費共同事業負担金などでございます。

4款 県支出金は1億2,661万6,662円で、国保財政健全化特別対策費県補助金と高額医療費共同事業負担金等でございます。

5款 療養給付費交付金は3億9,316万5,210円で、退職者医療制度による社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

6款 共同事業交付金は2億7,747万536円で、県国保連合会からの高額療養費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する交付金でございます。

7款 財産収入は71万4,463円で、国保財政調整基金の運用利子収入でございます。

8款 繰入金は1億7,320万4,726円で、一般会計からの繰入金と基金からの繰入金でございます。

次のページをお開きください。

9款 繰越金は6,858万2,210円で、前年度からの繰越金でございます。

10款 諸収入は532万1,868円で、保険税の延滞金、交通事故による第三者納付金などがございます。

以上、歳入合計は、予算現額24億7,040万9,000円に対し、調定額25億9,580万9,014円、収入済額は24億3,735万1,787円となりました。

次のページをお開きください。

歳出の1款 総務費の支出済額は5,664万9,663円で、職員人件費、賦課徴収の事務経費、医療費適正化特別対策事業費などがございます。

以下、支出済額で御説明申し上げます。

2款 保険給付費は15億5,019万997円で、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費、高額療養費などがございます。

3款 老人保健拠出金は3億8,094万4,964円でございます。

4款 介護納付金は1億3,192万4,625円で、2号被保険者の介護納付金でございます。

5款 共同事業拠出金は2億3,109万7,227円で、県国保連合会で行う高額医療費共同事業及び国保財政共同安定化事業への拠出金でございます。

6款 保健事業費は859万5,364円で、人間ドック受診に対する助成及び国保ヘルスアップ事業、並びに市民の健康づくり事業などに要した経費でございます。

7款 基金積立金の72万円は、基金運用利子等を国保財政調整基金に積み立てたものがございます。

8款の公債費は不執行でございます。

9款 諸支出金は544万6,081円で、保険税の還付金、国への返還金等がございます。

次のページをお開きください。

10款の予備費は不執行でございます。

以上、歳出合計は、予算現額24億7,040万9,000円に対し支出済額は23億6,556万8,921円で、不用額は1億484万79円となりました。

142ページ以降の事項別明細書の説明は省略させていただきまして、認第5号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第6号 平成19年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに、決算の概要を申し上げます。

老人保健では、受給者対象年齢の引き上げと支払基金の負担割合を引き下げて、国・県・市の負担割合を引き上げるという制度改正が平成14年10月から5年間かけて段階的に行われており、平成19年度はその最終年となります。

老人医療の受給対象者は3,506人で、前年度と比較して70人減少しました。また、医療給付費は25億1,374万8,031円で、前年度比1.7%の減、受診件数は8万999件で、前年度比4.9%の増となりました。1人当たりの医療給付費は71万3,525円となり、前年より1万6,977円の増となっております。

それでは、赤スタンプ2番の決算書170ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は、26億6,905万2,654円、歳出総額26億6,697万6,236円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに207万6,418円でございます。

161ページをお開きください。

歳入、1款 支払基金交付金の収入済額、13億5,070万4,424円は、社会保険診療報酬支払基金からの医療費及び審査支払手数料交付金でございます。

2款 国庫支出金8億8,353万3,402円は、医療費の国庫負担金及び事務費補助金の合計でございます。

3款 県支出金2億1,665万1,218円は、医療費の県負担金でございます。

4款 繰入金2億1,272万4,238円は、医療費及び事務費の一般会計からの繰入金でございます。

5款 諸収入543万9,372円は、交通事故による第三者納付金でございます。

歳入合計は、予算現額28億2,017万3,000円、調定額・収入済額とも、26億6,905万2,654円でございます。

次に、163ページをお開きください。

歳出、1款 総務費の支出済額705万1,114円は、電算処理委託料、医療費通知委託料、レセプト点検事務委託料などでございます。

2款 医療諸費25億7,188万3,028円は、医科・歯科・調剤等給付費と柔道整復・高額医療費及び審査支払手数料でございます。

3款 公債費は不執行でございます。

4款 前年度繰上充用金は8,904万2,094円でございます。

以上、歳出合計は、予算現額28億2,017万3,000円、支出済額は26億6,697万6,236円でございます。

165ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第6号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第10号 平成19年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに、決算の概要を申し上げます。

介護保険の65歳以上の第1号被保険者数は6,171人で、高齢化率は26.35%、このうち要介

介護認定者数は744人で、認定者率は12.06%でございます。

介護給付費は11億4,399万6,963円で、サービス件数は1万4,393件となっております。

それでは、赤スタンプ2番の決算書236ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は13億7,616万829円、歳出総額は13億1,905万9,302円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、ともに5,710万1,527円でございます。

次に、217ページをお開きください。

歳入、1款 保険料の収入済額2億4,147万6,686円は、65歳以上の保険料の現年度分と滞納繰越分でございます。

2款 使用料及び手数料3万9,800円は、介護保険料の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金2億9,157万2,647円は、介護給付費負担金と調整交付金及び介護予防事業、包括的支援事業交付金でございます。

4款 支払基金交付金3億5,221万8,900円は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者保険料から交付される介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金の合計でございます。

5款 県支出金2億289万961円は、介護給付費負担金と介護予防事業交付金の合計でございます。

6款 財産収入46万7,794円は、介護保険給付準備基金の利息でございます。

7款 繰入金1億9,358万844円は、一般会計からの繰入金で、介護給付費、介護予防事業、包括的支援事業及び事務費の繰入金でございます。

8款 繰越金9,309万8,717円は、平成18年度からの繰越金でございます。

219ページをお開きください。

9款 諸収入81万4,480円は、預金利子と第三者納付金でございます。

歳入合計は、予算現額14億1,734万2,000円に対し、調定額は13億9,047万334円、収入済額は13億7,616万829円でございます。

次に、221ページをお開きください。

歳出の1款 総務費の支出済額4,725万6,047円は、職員人件費と保険料徴収事務費、介護認定事務費、電算処理委託料などでございます。

2款 保険給付費11億4,431万63円は、施設及び在宅介護サービス給付費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス等費などでございます。

3款 財政安定化基金拠出金142万8,826円は、県で設置しております財政安定化基金への拠出金でございます。

4款 地域支援事業費2,210万984円は、介護予防事業費及び包括的支援事業費でございます。

5款 基金積立金は3,168万8,000円でございます。

6款 公債費は不執行でございます。

7款 諸支出金7,227万5,382円は、保険料の還付金と平成18年度介護給付費確定に伴う返

還金でございます。

歳出合計は、予算現額14億1,734万2,000円に対し、支出済額は13億1,905万9,302円で、執行率は93.07%でございます。

223ページ以降の説明は省略させていただきます、認第10号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第74号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ5番の、平成20年度美濃市補正予算書の44ページをお開きください。

44ページでございますが、今回の補正は、国保担当職員の人件費と国保電算処理費の増加が見込まれることに伴う予算措置をお願いするものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれに177万7,000円を追加し、予算の総額を、それぞれ25億1,880万円とするものでございます。

次に、46ページをお開きください。内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の表の歳出により歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の1款 総務費に177万7,000円を増額し、補正後の額を6,401万8,000円とするもので、その内容は、職員の異動による人件費の増額と国保の新電算システムの開発費でございます。財源内訳は、一般会計からの繰入金でございます。

47ページ以降の説明は省略させていただきます、議第74号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第78号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ5番の、補正予算書の78ページをお開きください。

今回の補正は、人件費の減額、介護給付費の内訳額の変更と平成21年度からの介護報酬及び要介護認定の見直しに備えた電算システムの改修費をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ365万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億5,393万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の表により、歳入もあわせて御説明しますので、80ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は365万5,000円を減額し、補正後の額を4,684万4,000円とするもので、内容は、職員の人件費等の減額と、平成21年度から実施されます介護報酬単価や要介護認定調査項目等の改正に備えた電算システムの改修費等を追加するものであります。財源は、国庫支出金と一般会計からの繰入金でございます。

2款 保険給付費は補正額はございませんが、内容は、介護サービス等諸費の在宅介護サービス等給付費を1,987万円増額し、施設介護サービス等給付費を同額減額するものであります。財源につきましては、国庫支出金を99万4,000円増額し、県支出金を同額減額するものでございます。

81ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第78号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（日比野 豊君） これより10分間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第7号、認第8号、認第9号、議第75号、議第76号、議第77号、議第80号、議第86号、議第87号の9案件について、建設部参事兼上下水道課長 丸茂勝君。

○建設部参事兼上下水道課長（丸茂 勝君） おはようございます。

それでは、認第7号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、簡易水道事業の概要について御説明いたします。

赤のスタンプ3の主要な施策の成果等説明書の136ページをお開きください。

簡易水道事業の平成19年度実績は、給水人口は5,925人、給水栓数は2,080栓、年間給水量は56万2,203立方メートルで、有収率は83.6%でありました。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、赤スタンプ2の決算書の184ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は2億2,369万6,378円、歳出総額は2億2,365万8,602円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに3万7,776円となりました。

次に、171ページと172ページをごらんください。

歳入歳出決算書、歳入の収入済額について御説明いたします。

第1款 使用料及び手数料8,008万4,750円は、水道料金、開栓・検査手数料でございます。

第2款 工事費収入は受託工事の申し込みがございませんでした。

第3款 負担金60万9,000円は、新規加入者の受益者負担金でございます。

第4款 繰入金5,008万円は、一般会計からの繰入金でございます。

第5款 繰越金1万7,305円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入5,323円は、運用資金利息でございます。

歳入合計は2億2,369万6,378円でございます。

次に、173ページと174ページをごらんください。

歳出の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 簡易水道費のうち、第1項 総務費4,298万7,026円で、人件費のほか水質検査業務委託料などの事務経費でございます。

第2項 管理費1,792万1,705円は、各水源地の電気料、施設の修繕料、各種委託料などでございます。

次に、第2款 公債費1億8,067万1,576円は、簡易水道事業債の元利償還金でございます。

第3款 予備費の支出はございません。

歳出合計は2億2,365万8,602円でございます。

175ページ以降の説明は、省略させていただきますして、認第7号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第8号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、農業集落排水事業の概要について御説明いたします。

ホスタンプ3の主要な施策の成果等説明書の138ページをお開きください。

農業集落排水は6地区で供用開始しており、そのうち富野地区は関市の処理区へ排水しております。平成19年度末現在の接続状況につきましては、6地区合計の接続人口は2,990人で、水洗化率は71.9%でございます。乙狩地区につきましては、計画戸数122戸、計画人口470人で、平成16年度に事業採択を受け、事業に着手し、平成19年度は管路布設工事と処理場建築工事を行いました。供用開始は平成20年度末を予定しております。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、お手元の赤のスタンプ2の決算書200ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は3億2,262万6,701円、歳出総額は3億2,250万248円、歳入歳出差引額は12万6,453円となりました。

次に、185ページと186ページをごらんください。

歳入歳出決算書、歳入の表の収入済額について御説明いたします。

第1款 分担金及び負担金757万1,300円は、乙狩地区及び新規加入者の分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料4,368万3,620円は、農業集落排水使用料でございます。

第3款 県支出金4,299万5,000円は、乙狩地区の整備事業に係る県補助金でございます。

第4款 財産収入42万3,775円は、減債基金利子でございます。

第5款 繰入金1億6,241万1,000円は、一般会計繰入金及び減債基金繰入金でございます。

第6款 繰越金4万2,006円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入はございません。

第8款 市債6,550万円は乙狩地区の整備事業に係る地方債でございます。

187ページと188ページに移りまして、歳入の合計は、調定額3億2,438万2,471円に対し、収入済額3億2,262万6,701円となりました。

次に、189ページと190ページをごらんください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費1億8,659万1,845円は、施設維持管理経費、乙狩地区整備事業費、事務経費、職員給与費などでございます。

第2款 公債費1億3,590万8,403円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は3億2,250万248円となりました。

以上で、認第8号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第9号 平成19年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、公共下水道事業の概要について御説明いたします。

赤スタンプ3の主要な施策の成果等説明書の140ページをお開きください。

平成19年度は、長良川右岸処理区で142.2メートル、左岸処理区で757.4メートル、長瀬処理区で1,143.1メートルの管渠整備を行い、3処理区全体の管渠整備率は98.3%に達しました。19年度末現在の接続状況につきましては、右岸及び左岸処理区の接続人口は8,592人で、水洗化率は54.9%でございます。長瀬処理区につきましては、平成20年5月1日の供用開始を予定し、日本下水道事業団へ委託いたしまして浄化センターの機械電気設備工事を行いました。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、お手元の赤のスタンプ2の決算書216ページをお開きください。

216ページは実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は15億2,190万4,914円、歳出総額は15億2,165万9,211円、歳入歳出差引額は24万5,703円となりました。

次に、201ページと202ページをごらんください。

歳入歳出決算書、歳入の表の収入済額について御説明いたします。

第1款 分担金及び負担金4,442万4,400円は、供用開始区域内の受益者負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料1億7,065万2,040円は、下水道使用料及び手数料でございます。

第3款 国庫支出金2億5,829万4,259円は、管渠整備事業及び浄化センター建設事業に係る国庫補助金でございます。

第4款 県支出金2,149万2,000円は、特定基盤整備交付金でございます。

第5款 財産収入71万9,995円は、基金利子でございます。

第6款 繰入金5億6,057万4,000円は、一般会計繰入金及び基金繰入金でございます。

第7款 繰越金17万4,824円は、前年度からの繰越金でございます。

第8款 諸収入1,307万3,396円は、雑入の消費税還付金でございます。

203ページと204ページに移りまして、第9款 市債4億5,250万円は管渠整備事業及び浄化センター建設事業に係る地方債でございます。

歳入合計は、調定額15億5,135万7,954円に対し、収入済額15億2,190万4,914円となりました。

次に、205ページと206ページをごらんください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 総務費3,689万3,126円は、事務管理経費などでございます。

第2款 下水道事業費9億177万7,250円は、施設維持管理経費、管渠整備事業費、浄化センター建設事業費、職員給与費等でございます。

第3款 公債費5億8,298万8,835円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は15億2,165万9,211円となりました。

以上で、認第9号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第75号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案集の赤のスタンプ5の50ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、8月の落雷による牧谷簡易水道と洲原簡易水道の維持管理費及び職員給与等の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ674万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億259万4,000円とするものでございます。また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、52ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて説明申し上げます。

歳出の第1款 簡易水道費は490万1,000円を増額して、補正後の額を5,058万1,000円とするものであり、その内容は、落雷による簡易水道施設の修繕と職員給与費などの調整でございます。

第2款 公債費は184万1,000円を増額して、補正後の額を1億5,151万3,000円とするものであり、その内容は繰り上げ償還に伴う増額でございます。

補正額の財源内訳は、その他の184万1,000円の増額で繰入金と繰越金でございます。

なお、52ページ以降の説明は省略させていただきます。以上で議第75号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第76号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案集の赤スタンプ5の58ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、乙狩地区集落排水事業費及び職員給与費等の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,051万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を4億6,858万9,000円とするものでございます。また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の限度額を改めるものであり、乙狩地区集落排水事業費の調整に伴い、60ページの第2表のとおり限度額を8,880万円に減額するものでございます。

それでは、61ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は4,051万1,000円を減額し、補正後の額を2億5,882万5,000円とするものであり、その内容は乙狩地区事業費と職員給与費の調整等を行うものでございます。

補正額の財源内訳は、工事請負額の確定により、特定基盤整備交付金の県支出金が2,181万6,000円の減額、地方債が1,960万円の減額、一般会計からの繰入金78万円の増額、その他の12万5,000円の増額は、乙狩地区分担金及び前年度繰越金でございます。

なお、62ページ以降の説明は省略させていただきます、以上で議第76号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第77号 平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案集の赤スタンプ5の68ページをお開きください。

今回補正をお願いします内容は、8月の落雷による下水道施設の修繕と職員給与費等の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,327万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を11億3,833万9,000円とするものでございます。また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、70ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は21万5,000円を減額し、補正後の額を2,284万6,000円とするものであり、第2款 下水道事業費は2,348万8,000円を増額し、補正後の額を4億9,195万2,000円とするものであり、下水道管理費と職員給与費等の調整を行うものでございます。

補正額の財源につきましては、一般会計繰入金を2,302万9,000円増額と、その他24万4,000円は繰越金でございます。

なお、71ページ以降の説明は省略させていただきます、以上で議第77号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第80号 平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案集の赤スタンプ5の98ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、8月の落雷による上水道施設修繕と職員給与費などの調整でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおりに補正をするものでございます。

支出の第1款 水道事業費用の既決予定額から741万9,000円を減額して、補正後の額を3億244万4,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,932万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額197万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億3,734万6,000円補てんするものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおりにするものでございます。

支出の第1款 資本的支出の既決予定額に23万4,000円を増額して、補正後の額を4億2,830万円とするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の額について、職員給与費の既決予定額から978万2,000円を減額して、補正後の額を3,048万7,000円に改めるものでございます。

100ページ以降の説明は省略させていただきます、議第80号の説明を終わります。

続きまして、議第86号 美濃市下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集14ページをお開きください。赤スタンプ6の議案説明資料は14ページ、15ページでございます。

今回の改正は、下水道特別会計の独立採算を基本とした経営健全化並びに受益者負担の公平性確保を図るためでございます。また、地方財政対策の公債費負担の軽減措置として実施される公的資金保証金免除繰上償還制度を利用し、繰り上げ償還を行うために、下水道使用料を平均5%改正するものでございます。

それでは、条文に従いまして改正内容を御説明申し上げます。

美濃市下水道条例（平成7年美濃市条例第24号）の一部を改正し、第16条第1項の表を次のように改めるものでございますが、改正本文は別表のみの改正でございますので、説明資料の条例の概要と新旧対照表で御説明申し上げます。

改正内容は、公衆浴場以外で汚水の量15立方メートル以下の基本料金を2,100円から2,205円に、16立方メートル以上30立方メートル以下の従量料金を1立方メートルにつき147円から154円35銭に、31立方メートル以上50立方メートル以下の従量料金を1立方メートルにつき157円50銭から165円90銭に、51立方メートル以上100立方メートル以下の従量料金を1立方メートルにつき168円から176円40銭に、101立方メートル以上の従量料金を1立方メートルにつき178円50銭から187円95銭に、公衆浴場で汚水の量15立方メートル以下の基本料金を2,100円から2,205円に、16立方メートル以上の従量料金を1立方メートルにつき73円50銭から77円70銭にそれぞれ改めるものでございます。

恐れ入りますが、もう一度議案集の14ページにお戻りください。

附則は、1項で施行期日を定め、2項にて経過措置を定めております。

これで議第86号の説明を終わります。

次に、議第87号 美濃市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集15ページをお開きください。また、赤スタンプ6の議案説明資料16ページ、17ページをお開きください。

この農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の改正も、下水道同様に使用料の改定をお願いするものでございます。

それでは、条文に従いまして改正内容を御説明申し上げます。

美濃市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成3年美濃市条例第31号）の一

部を改正し、第9条の表を次のように改めるものでございますが、これも条例の概要と新旧対照表で御説明申し上げます。

改正内容は、20立方メートルまでの基本料金を、2,520円から2,646円に、20立方メートルを超える従量料金を1立方メートルにつき147円から154円35銭に改めるものでございます。

恐れ入りますが、もう一度議案集15ページにお戻りください。

附則は、1項で施行日を定め、2項にて経過措置を定めております。

以上で、議第87号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（日比野 豊君） 次に、議第73号、議第85号、議第91号の3案件について、総務部長加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、議第73号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,856万1,000円を追加して、補正後の予算総額を90億727万5,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は地方債の補正で、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

7ページをお開きください。地方債の補正につきましては、県営道路改良事業に係る起債を追加するとともに、観光ふれあい広場整備事業債、臨時財政対策債等の限度額を変更するものでございます。

次に、補正の内容につきまして御説明いたします。9ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

1款 議会費は154万9,000円を増額して、補正後の額を1億3,576万円とするものでございます。これは人件費の増額で、財源は一般財源でございます。

2款 総務費は2,382万円を増額して11億1,333万1,000円とするものでございます。これは人件費の増減、ふるさと美濃応援団うだつ基金積立金、電子納税・申告システム導入経費等の増額でございます。この財源は、県補助金2万3,000円、寄附金340万円、一般財源2,039万7,000円でございます。

3款 民生費は1,393万8,000円を減額して21億5,953万1,000円とするもので、これは人件費、他会計繰出金等の減額でございます。財源は、一般財源を減額するものでございます。

4款 衛生費は710万6,000円を増額して8億3,513万2,000円とするもので、これは人件費等の減額と簡易水道特別会計繰出金等の増額でございます。財源は、一般財源でございます。

6款 農林水産業費は126万4,000円を増額して3億782万3,000円とするもので、これは農業集落排水事業特別会計繰出金の増額等でございます。財源は、一般財源でございます。

7款 商工費は1,453万8,000円を減額して4億7,219万3,000円とするもので、これは人件

費の減額、和紙の里会館の映像機器購入費の増額と財源の組み替えでございます。財源は、国庫補助金を231万5,000円、市債を20万円、一般財源を1,202万3,000円それぞれ減額するものでございます。

8款 土木費は1,680万8,000円を増額して11億5,921万3,000円とするもので、これは県営道路改良負担金、市道維持修繕事業費、市営住宅除去工事費、下水道特別会計繰出金、東海環状自動車道西関インター開通記念事業負担金等の増額及び人件費等の減額でございます。財源は、国庫支出金21万5,000円、市債200万円、一般財源1,712万2,000円をそれぞれ増額し、受託事業収入等のその他財源を252万9,000円減額するものでございます。

9款 消防費は438万1,000円を増額して4億1,760万6,000円とするもので、これは国の補正に伴います地域活性化交付金による消防積載車の更新と耐震性貯水槽整備事業費の減額等でございます。財源は、国庫補助金を60万円、市債を200万円それぞれ減額し、一般財源を698万1,000円増額するものでございます。

10款 教育費は886万1,000円を減額し、11億5,794万円とするもので、人件費の減額とスクールバス購入費、学校管理経費、体育施設修繕経費等の増額でございます。

財源は、国庫補助金を121万2,000円、一般財源を764万9,000円、それぞれ減額するものでございます。

12款 公債費は、繰上償還元金97万円を増額し12億3,701万1,000円とするもので、財源は一般財源でございます。

以上、今回の補正は1,856万1,000円を増額するもので、その財源内訳は、国庫支出金を388万9,000円、市債を20万円、それぞれ減額し、その他財源を87万1,000円、一般財源を2,177万9,000円、それぞれ増額するものでございます。

一般財源は、繰越金1,977万9,000円、臨時財政対策債200万円でございます。

10ページ以降につきましては説明を省略させていただきます、以上で議第73号の説明を終わります。

議第85号 美濃市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集の13ページ、議案説明資料の12ページをお開きください。

この条例は、認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関し、必要な事項を定めておりますが、このほど一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、その関係法令の整備に関する法律が制定されました。この法律によりまして、民法の法人に関する規定及び地方自治法の認可地縁団体に関する規定が改正されましたので、この条例の一部を改正するものでございます。

改正する第2条は印鑑登録を受けることができる者の資格を規定しておりますが、第1号は字句の訂正で、「代表者等」を「代表者」に改めるものでございます。

第2号から4号につきましては、登録資格者をそれぞれ仮代表者、特別代理人、清算人とし、その選任規定につきましては民法を準用しておりましたが、当該民法の条項が削除され、

地方自治法において規定されましたので、その根拠法令を改めるものでございます。

第6条は、印鑑登録原票に登録する事項を定めておりますが、そのうち「事務所の所在地」につきまして、「主たる事務所の所在地」とする法の改正があったため、改めるものでございます。

印鑑登録の抹消を規定した第11条第1項2号につきましても、根拠法令を民法から地方自治法に改めるものでございます。

附則では、この条例の施行日を公布の日からと定めております。

以上で、議第85号の説明を終わります。

次に、議第91号 美濃市土地開発公社定款の変更について御説明申し上げます。

議案集の19ページ、議案説明資料の18ページをお開きください。

この定款は、土地開発公社の設置及び管理について必要な事項を定めておりますが、このほど一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、その関係法令の整備に関する法律が制定されました。この法律によりまして、民法及び公有地の拡大の推進に関する法律が改正されましたので、この定款の一部を変更するものでございます。

定款の変更につきましては、公拡法14条第2項により、議会の議決を経て知事の認可を受けなければその効力を生じないと規定されておりますので、今回議決を求めるものでございます。

定款第7条6項は監事の職務を規定しておりますが、準用しております民法の条項が削除され、公拡法において規定されましたので、その根拠法令を改めるものでございます。

第23条は、公社の余裕金の預金先を定めておりますが、その預金先について郵便貯金法が廃止されておりますので、郵便貯金を削除するものでございます。

附則では、この定款の変更の施行日を岐阜県知事の認可のあった日からと定めております。

以上で、議第91号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 次に、議第79号について、美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） それでは、議第79号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプナンバー5、平成20年度美濃市補正予算書の86ページをお開きください。

今回の補正は、医業収益における入院及び訪問看護ステーション収益の収入状況、また医業費用につきましては、職員の異動等に伴う人件費の増額をお願いするものであります。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入の第1款 病院事業収益の既決予定額に1,612万円を追加し、21億8,271万6,000円とするものであります。

第1項 医業収益において、現在までの病床利用率及び収入の状況等から第1目の入院収益を1,000万円、利用者増に伴う第5目の訪問看護ステーション収益を612万円増額するもの

であります。

次に、支出の第1款 病院事業費用の既決予定額に599万1,000円を追加し、24億410万5,000円とするものであります。

第1項 医業費用において、職員の異動等に伴い第1目の給与費を22万2,000円、第7目の訪問看護ステーション費を576万9,000円増額するものでございます。

87ページをごらんください。

第3条は、予算第6条において定めている経費の流用の限度額について、今回の補正により、金額に異動が生じることから、職員給与費の既決予定額に599万1,000円を追加し、11億3,766万8,000円とするものであります。

88ページ以降の説明を省略いたしまして、議第79号の説明を終わらせていただきます。

○議長（日比野 豊君） これより昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

午後0時12分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議第81号、議第82号、議第83号、議第84号の4案件について、秘書課長 古田則行君。

○秘書課長（古田則行君） それでは、議第81号 美濃市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の9ページをお開きください。また、赤スタンプ6の議案説明資料の1ページから3ページを御参照ください。

議会の議員、委員会の委員、審議会委員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償等につきましては、地方自治法第203条の中で一括して規定されておりましたが、このほどの地方自治法の改正で、議会の議員とその他の委員会委員等の支給方法について、条文を第203条及び第203条の2に区分して規定され、字句についても一部改正されたことから、関係条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

第1条の美濃市特別職報酬等審議会条例の一部改正では、この条例の所掌事務を定めております第2条中「議員の報酬の額」を「議員報酬の額」に改正し、第2条の「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」は、題名及び本則中の「報酬」を「議員報酬」に、「報酬月額」を「議員報酬月額」に改正するものでございます。

第3条の美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、この条例の趣旨を定めています第1条中「第203条」を「第203条の2」に改めるものでございます。

附則では、これらの条例の施行日を公布の日からといたしております。

以上で、議第81号についての説明を終わります。

続きまして、議第82号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案集の10ページをお開きください。また、議案説明資料の4ページから6ページを御参照ください。

今回の改正は、国の行政改革の一環で株式会社日本政策金融公庫法が施行され、国民生活金融公庫等を解散して、新たに株式会社日本政策金融公庫が設立されました。これに伴い、関係法律が一部改正されましたため、関係条例の一部を改正するものでございます。

第1条 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、年次有給休暇を定めております第12条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改めるものでございます。

第2条 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、損害補償の権利を定めております第3条第2項ただし書き中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めるものでございます。

附則では、これらの条例の施行日を公布の日からとしております。

以上で、議第82号の説明を終わります。

次に、議第83号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集11ページをお開きください。また、議案説明資料の7ページから9ページを御参照ください。

今回の改正は、議第82号で御説明いたしましたように、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法令と、公益法人制度の抜本的な改革に伴い、関連法令が一部改正されたため、条文を整備するものでございます。

通勤手当を定めております第9条第4項では、「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99条）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、職員が公務上の負傷、疾病等により退職した者の給与を定めております第20条第1項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるものでございます。

附則では、この条例の施行日を公布の日からとしております。

以上で、議第83号の説明を終わります。

続きまして、議第84号 美濃市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集12ページをお開きください。また、議案説明資料の10ページ、11ページを御参照ください。

今回の改正は、行政改革の一環で公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が一部改正されたため、条文を整備するものでございます。

題名中及び本則中の「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、退職派遣をすることができる特定法人を定めております第9条中「又は有限会社」を削るものでございます。

附則では、この条例の施行日を公布の日からとしております。

以上で、議第84号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 以上で、24案件の説明は終わりました。

第26 議第88号から第28 議第90号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 次に、日程第26、議第88号から日程第28、議第90号までの3案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第88号から議第90号の3案件について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第88号及び議第89号、並びに議第90号 人権擁護委員の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

赤スタンプナンバー1の議案集の16ページ及び17ページ、並びに18ページをごらんください。

平成20年1月に岐阜地方法務局長から委員の1名増員が認められました。新任委員の候補者の推薦につきまして、荻香雅里さんの推薦をいただきたいと存じます。

また、人権擁護委員としてお務めをいただいております服部慧源さんと葛谷勝美さん、お2人の任期が来る平成21年3月31日をもって満了となります。後任につきまして、引き続き服部慧源さんと葛谷勝美さんの推薦をいたしたいと存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見をお願いするものでございます。

議第88号の荻香雅里さんは、住所が美濃市松森785番地、年齢は昭和30年11月23日生まれの53歳で、御主人が経営されております建設事務所で事務のお手伝いをされております。

議第89号の服部慧源さんは、住所が美濃市大矢田870番地1、年齢は昭和9年5月27日生まれの74歳で、人権擁護委員として昭和62年6月に就任されてから、現在7期目をお務めいただいております。日ごろは宗教活動に専念されておられる傍ら、昭和52年から昨年までの30年間、岐阜刑務所教誨師として、受刑者の更生保護のために御尽力されました。

議第90号の葛谷勝美さんは、住所が美濃市長瀬212番地、年齢は昭和12年10月19日生まれの71歳で、人権擁護委員として平成14年10月に就任されてから、現在2期目をお務めいただいております。日ごろは吉忠化学工業株式会社の取締役相談役として御活躍中でございます。

荻さん、服部さん、葛谷さんは、ともに広く社会の実情に精通され、市民の信望も厚く、人権擁護委員として最も適任の方々と存じますので、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、御賛同賜りますようお願い申し上げます。以上をもって提案説明とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 以上で、説明は終わりました。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

午後1時13分 休憩

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議はないものと認めます。よって、ただいま議題の3案件につ
いては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第88号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第88号は原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

次に、議第89号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第89号は原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

次に、議第90号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第90号は原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から12月10日までの9日間休会いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議はないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から
12月10日までの9日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については12月5

日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（日比野 豊君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月11日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後1時17分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年12月 1 日

美濃市議会議長 日 比 野 豊

署 名 議 員 並 信 行

署 名 議 員 古 田 豊

平成20年12月11日

平成20年第6回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

平成20年12月11日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 3 号 平成19年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 4 号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 5 号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 6 号 平成19年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 7 号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 8 号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 9 号 平成19年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第10号 平成19年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議第73号 平成20年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第11 議第74号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第12 議第75号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第13 議第76号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第77号 平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第78号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第16 議第79号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第17 議第80号 平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議第81号 美濃市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について
- 第19 議第82号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第20 議第83号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第84号 美濃市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議第85号 美濃市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議第86号 美濃市下水道条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第87号 美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第91号 美濃市土地開発公社定款の変更について
- 第26 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

- 第 1 から第26までの各事件
(追加日程)

議第 92 号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第4号）

議第 93 号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

市議第 6 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

出席議員（15名）

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	平 林 泉 君	建 設 部 参 事 兼 上 下 水 道 課 長	丸 茂 勝 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 壽 君
美 濃 病 院 事 務 局 長	岩 原 泰 君	総 務 課 長	梅 村 健 君
総 合 政 策 課 長	西 部 真 宏 君	高 齢 福 祉 課 長	太 田 己 代 治 君
産 業 課 長	市 原 英 樹 君	土 木 課 長	古 田 行 雄 君
秘 書 課 長	古 田 則 行 君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平 野 廣 夫	議 会 事 務 局 次 長	井 上 司
議会事務局 記 書	太 田 博 康		

開議の宣告

○議長（日比野 豊君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（日比野 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（日比野 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、3番 太田照彦君、4番 森福子君の両君を指名いたします。

第2 認第3号から第25 議第91号までと第26 市政に対する一般質問

○議長（日比野 豊君） 日程第2、認第3号から日程第25、議第91号までの24案件を一括して議題といたします。

日程第26、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） おはようございます。

発言の通告に従いまして、2点について一般質問をさせていただきます。

私は、数年来にわたって、議会において危機的状態に陥った財政問題を取り上げ、徹底した改革を訴え、市民に向けては財政非常事態宣言を行ってはどうかとも提案してまいりました。しかしながら、抜本的な改革に踏み切ることなく、美濃市の財政は悪化をたどる一方です。

質問の1点目ですが、私は昨年12月議会では、厳しい財政状況のもとで、計画どおりに重要政策課題が達成できるのかと一般質問をいたしました。市長からは、使用料や手数料の見直し、新たな財源の掘り起こし、税以外の自主財源の確保に努める、市民に対する補助負担金の見直し、市民協働型の事業手法により事業費を減らしていく、後期基本計画の重要施策の推進については、一生懸命努力をして取り組んでいきたいと答弁がありました。1年を経過しました現在、昨年12月議会で答弁された財源確保や事業費の縮小は、どのくらい進んでいるのかを市長にお伺いいたします。

次に、2点目の質問でございます。

財政悪化は美濃市だけではありません。全国の多くの自治体が抱える問題であり、それぞれに必死の思いで改革に取り組み、財政運営をされておられます。岐阜県がまとめた県内42市町村の平成19年度普通会計決算によりますと、経常収支比率が87.1%と過去最高となり、厳しい財政事情が明らかになりました。人件費は減ったものの、扶助費や公債費が増加したことが原因であるようです。

岐阜県では、来年度の予算編成に当たって、建設事業を除くソフト事業など経費を20%削減するという厳しい方針で臨んでおられます。隣の関市では、政策総点検を実施し、事務事業や補助金などを見直し、年間2億2,000万円を削減すると発表されました。17年間も続けた世界選手権バイクトライアルは、来年度の誘致を見送ることにされたようでございます。

11月1日の「広報みの」で公表されたように、平成19年度決算では、実質赤字と連結実質赤字はなく、実質公債費比率は15.2%、将来負担比率は119.4%となっており、各指標とも早期健全化基準を下回っています。しかしながら、これで安心、大丈夫と喜んでいる状態ではないと思います。経常収支比率は99.8%に達しており、新規事業はおろか、継続事業を行うのも厳しい、お手上げの状態ではないでしょうか。経常収支比率の推移は17年度決算で92.6%、18年度決算で97.9%、19年度決算で99.8%と、有効な改善策が打たれず、悪化する一方であり、2年連続で県下全市町村のワーストワンという不名誉な記録であります。美濃市におきましても、一般会計と特別会計を合わせ、借金の返済である公債費が重い負担になっており、高齢化が一層進む中で社会保障経費も膨らむ一方です。

20年度の予算は、財源不足を補うために5億7,000万円の財政調整基金を取り崩して、どうにか取り繕うことができました。アメリカ発の金融危機は世界規模に広がり、実体経済をもむしばんでいます。景気悪化のもとでは税収源が見込まれず、地方交付税も削減が続くと思われれます。来年度予算編成に当たっても、厳しさは拡大するばかりではないでしょうか。

美濃市の財政は硬直化し、全く余裕のない状況に加え、将来展望を描くことが困難な事態に陥り、頼みの綱の財政調整基金も数年のうちには底をつくような状況の中で、市長は平成21年度予算編成に対してどのような基本姿勢で臨まれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（日比野 豊君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

野倉議員の一般質問の1点目、昨年12月議会以降、財源の確保や事業費の縮小はどの程度進んでいるのかについてお答えしたいと思います。

平成まちづくりにつきましては、その推進行動計画に基づきまして、行財政改革を推進した結果、平成15年度に比べ19年度までに15億3,800万円の改革による効果がありました。

12月議会以降の改革効果といたしましては、一般会計や簡易水道、農業集落排水事業、下水道事業特別会計、上水道事業会計において、公的資金保証金免除繰上償還に係る財政健全化計画等が国に認められまして、利息の高い起債の借りかえを行っております。そして将来負担の軽減を図ってまいりました。

経常経費につきましては、物件費については前年に比べ引き続き原則5%の削減を行うとともに、団体運営補助やイベントにつきましても、原則5%の削減方針に基づき創意工夫をお願いし、その削減を行ってまいりました。

組織機構の見直しにつきましては、平成20年度から水道課と下水道課を上下水道課に統合し、生涯学習課と文化振興課を人づくり文化課に統合し、効率的な組織編成を行うとともに、一般行政職員を189人から179人に10人削減したところでございます。

また、市税の滞納対策といたしましては、従来、税務課職員及び総務部職員で対応しておりました滞納整理につきましては、平成20年度から副市長を委員長に、部長職及び課長職にある者で滞納整理推進委員会を設置し、税務課職員と管理職職員が一体となって滞納整理を実施し、収納率の向上に努めているところであります。

また、ことし3月には、平成20年度から22年度までの3ヵ年の推進行動計画を策定しまして、歳出全般の見直しや自主財源の確保など「もったいない運動」を推進し、平成まちづくり改革に取り組んでおります。

さらには、現計画を見直し、平成21年から25年度までの第2次推進行動計画の策定作業を実施しております。11月27日には市民の代表の方による平成まちづくり改革委員会を設置し、御協議をいただいているところであります。3月をめどに推進行動計画を策定し、財政の健全化にさらに努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、一般質問の2点目、非常事態にある財政状況下の中で、平成21年度予算編成に対する基本姿勢についてのお尋ねでございますが、おっしゃるとおり、米国のサブプライムローン問題に端を発する国際的金融不安は、世界、並びに国内の実体経済にも大きく影響し、国内の景気の後退は、地方経済も含めて大変厳しいものがあります。景気的大幅な後退や、少子・高齢化に伴う税収入の減少や、社会保障費の増大が見込まれる一方で、地方交付税の削減など引き続き地方財政の締めつけが予想されます。より一層の歳出削減や財源確保など徹底した行財政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでまいり所存であります。

19年度決算における経常経費比率は99.8%ではありますが、これは市民の健康を守る美濃病院事業会計に対する補助費等や、快適な生活環境を整備する農業集落排水や下水道特別会計に対する繰出金が大きな要因であり、将来に向けた必要な投資の結果であると考えております。しかしながら、平成21年度は、ここ数年にも増して極めて厳しい状況が見込まれ、財政状況を非常事態であると十分認識し、危機的意識を持って平成まちづくり改革を着実に推進し、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

予算編成に当たりましては、平成まちづくり改革の推進による持続可能な財政運営、第4次総合計画、いわゆる後期基本計画の推進と、市民との協働によるまちづくり、三つ目には真に必要な施策の選択と、限られた財源で効果的な施策の展開を基本方針としております。こうした基本方針の編成に基づき編成をしてまいります。

こうした方針を踏まえ、持続可能な予算、年間総合予算とする、あるいは市債発行抑制による公債費負担の軽減をする、収入の徹底した見直しと受益と負担の適正化等、そのほか「もったいない運動」の推進と経常経費の引き続き5%削減等徹底した歳出削減をし、行政評価による施策全体の見直しと、市民協働型事業手法の導入等の基本的な心得により予算編成作業を今進めておるところであります。

大変厳しい状況ではありますが、六つのオンリーワン重点目標に絞りまして、スローライフによる、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち、訪れたいまち、美濃市」づくりを目指して、第4次総合計画の総仕上げに向けて、後期基本計画の推進に着実に

努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[14番議員挙手]

○議長（日比野 豊君） 14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） 要望しておきます。

今まで何度も申し上げましたが、今議会においても、私はいつも要望いたしておりますが、平成15年11月の臨時議会では美濃市の市町村合併の判断とまちづくりが承認され、将来展望が望めない合併は避け、美濃市存続の道が選択されました。そして、徹底した行財政改革に取り組み、市民が主役の小さくてもキラリと光るまちづくりを市民と協働して進め、真の「住みたいまち、訪れたいまち、美濃市」の実現を目指すという大きな覚悟を、市長も議会も確認し合ったはずです。しかし、現在の財政状況では全く反対のありさまであり、このまま進めば、不幸への道をどんどん進むことになってしまうのではないのでしょうか。

市民の皆さんは、昨年7月の市長選挙における石川市長のマニフェストにある「大丈夫な財政」を信じており、非常事態にある財政状況から簡単に脱却できる方法があるとは思えません。今、議会に提出されました下水道、農業集落排水の使用料値上げを皮切りにして、福祉の切り捨てや保険税、介護保険料、水道料などの値上げ、また下水道を再値上げするなどし、長年のツケを市民に押しつけするのではないように強く要望し、一般質問を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、私は、この議会に提出された平成19年度決算の状況を踏まえ、財政健全化のための方策について一般質問をしたいと思います。

ただいま野倉議員が質問されましたことと重複する面が多々あると思いますが、大変重要な問題でございますので、さらに質問をさせていただきたいと思います。

このほど、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から、すべての市町村が健全化判断比率、一つには実質赤字比率、二つ目には連結実質赤字比率、三つ目に実質公債費比率、四つ目に将来負担比率の4指標をそれぞれ算定することが義務づけられました。比率が経営健全化基準を超えると自主的な財政健全化を、財政再生基準を超えると国の関与による確実な再生を図ることになります。11月初めに、岐阜県下42市町村の普通会計決算概要が公表されました。これを見ますと、美濃市の経常収支比率は99.8%で、岐阜県下42市町村の中で一番悪い数字ですし、実質公債費比率という借入金返済額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標は過去3ヵ年平均で15.2%で、県内の21市の中で悪い方から3番目。将来負担比率という、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言えるのが119.4%と、県内の21市の中で悪い方から4番目と大変心配される財政状況になっております。

美濃市の平成19年度の一般会計決算は2億9,366万3,000円の黒字になっておりますが、実際は、前年度の実質収支額を差し引いたり、財政調整基金という、いざというときに使うた

めの貯金を1億5,000万円取り崩したりされたのを計算しますと、実質単年度収支は1億3,296万円の赤字であります。今後の見通しをしても、景気が後退する中で市税収入は減収し、地方交付税は削減されるなど歳入が減少し、1年後の平成20年度決算では経常収支比率が100%を超えるという大変な事態になることが予想されます。

経常収支比率は、県内の市の加重平均が87.9%、町村の加重平均が83%なのに対し、美濃市は99.8%であり、一般財源の99.8%が削ることができない、どうしても必要な義務的経費に消えてしまい、建設事業や維持補修費には一般財源の0.2%しか回せない状況です。

決算資料の主要な施策の成果等説明書の7ページにあります性質別歳出状況を見てみますと、下水道や農業集落排水、介護保険などの特別会計への繰出金（下水道などの特別会計が赤字になるために一般会計から補てんをするお金）の決算額が12億7,842万4,000円にもなり、対前年度比7.1%増です。福祉医療、児童手当などの扶助費が9億1,809万1,000円と、対前年度比5%ふえております。繰出金と扶助費が大幅に増加している半面、普通建設事業費は10億9,324万3,000円で、対前年度比31.7%も減少をしています。

これからは、投資をすることができなくなると公共施設は老朽化し、維持補修費も必要になりますし、下水道と農業集落排水の公債費、いわゆる借金が増加し、繰り出しはさらにふえていきます。高齢化が進むにつれて医療費や介護費も増加しますので、介護保険や後期高齢者医療への繰り出しも当然にふえます。そうすると、普通建設事業に回せる一般財源は全くなってしまうのではないのでしょうか。

県内の市町村の性質別歳出状況を比較してみますと、美濃市は特異な体質があるようにも思われます。繰出金の決算額の構成比を見ますと、県内市町村の平均が10.7%なのに対し、美濃市は14.7%です。美濃市は、他市町村に比べ特別会計への繰出金が多いという実態が明確にあります。また、補助費等の決算額の構成比では、県内市町村の平均が8.4%、美濃市は14.5%と大きな差があることがわかりました。補助金の内訳には、美濃病院への補助負担金、ごみ処理や消防など広域行政への負担金、長良川鉄道やコミュニティーバスなどの補助金、イベントなどの事業補助があると思われませんが、これが他市町村と比べて極端に多いようです。

いざというときのために貯金をしてきた財政調整基金を平成19年度に1億5,000万円取り崩し、平成20年度には5億7,000万円取り崩すことになっておりますので、残りが5億5,000万円くらいしかなくなってしまいます。このままいけば、あと2年もすれば美濃市は貯金を使い果たし、破綻の道へと突き進んでいくのではないかと。経常収支比率は100%を超え、何も新しい事業はできず、公共料金は大幅に値上げされ、最低限の住民サービスしか受けられなくなってしまう可能性があります。

こんなことは絶対に困りますので、早く手を打たなければならないと思いますが、もう手おくれかもしれないけれど、例えば土幌町への小学生のホームステイ、土幌町フレンドシップ交流事業を取りやめるとか、産業祭、アーティスト・イン・レジデンス事業を初めとしたイベント事業も2年か3年に1度にするとかしなければやっていけなくなってしまうとこ

ろまで追い込まれてしまったのではないか。不本意ではあるが、思い切った歳出削減をしながら、歳入の面では、区画整理事業を積極的に進めて、若者がたくさん集まったり住めるまちにする施策を展開し、税収がふえる対策が必要だと考えております。また、市の駐車場はすべて有料にするとか、賃貸共同住宅建築奨励補助を見直しするなど、思い切ったことをしていかないと美濃市民に大変な思いをさせ、美濃市は破綻をしてしまう可能性もないとは言いきれません。そんなことにならないために、一刻も早く平成まちづくり委員会の機能をフル回転していただく以外にはないと思います。

みずからの手で大切な事業を削るということは、なかなかできるものではありません。第三者的な立場での平成まちづくり委員会からの意見を真摯に聞き、忠実に実行することが肝要かと考えます。委員の皆様の専門的知識や幅広い知識により、的確な意見具申のもとに大胆に改革を進めるとともに、市民の理解と協力を得ることが大変重要であると思います。

また、行政評価制度の導入についても、民間企業では当たり前導入されている、より一層のコスト削減、より短期間での目標達成、より以上の成果達成を行政活動にも取り入れ、目標の明確化、投入コストの明確化、成果指標の設定により、事務事業、施策、政策に対応する評価を行おうとする仕組みで、全国の自治体においてさまざまな形で導入が進んでおります。行政評価を実施することで、事務事業、施策、政策を見直し、よりよい方向に導くことができ、プラン・ドゥー・チェック・アクション（計画、実行、評価、改善）というサイクルが円滑に動くことで行政活動の自己改善能力が高められますし、現在の逼迫した財政状況と地方分権時代に対応した自治体としての自立性を高めることができます。

美濃市ではまだ導入されていませんが、3月議会では、市長は行政評価の導入について外部評価を視野に入れていと答弁されましたが、現在、どのように検討がされているのかをお伺いいたします。

まちおこしは、ややもするとイベント事業に流れやすく、イベントをやると確かに注目されるけれども、なかなか税収増にはつながりません。市の財政が豊かであれば大いに結構ありますが、これだけ苦しい財政の中では、思い切ってイベントの縮小に取り組まれたらどうですか。また、長期的な展望に立った税収増加対策にも取り組まれたらどうですか。公共料金的大幅値上げや行政サービスの低下、若者がさらに減り、高齢化率が高く、活気のないまちにさせないために、一層の努力をしていただきたいと思います。

すべての市民の皆様は、美濃市を愛し、豊かな美濃市を夢見て頑張っていらっしゃるわけですから、その期待にこたえるべく、大きな責任を持って市政を担当していただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 古田議員の一般質問、財政健全化のための方策についての1点目、行政評価システムの導入についてお答えをいたしたいと思います。

行政評価制度につきましては、行政が行う政策、施策、事務事業の内容と、達成状況及び

成果などを数値やランクづけなどにより評価する手法であります。客観的な視点に基づく行政活動の評価と公表により、限られた財源を効果的に配分し、公平・公正でより質の高い行政サービスの提供と、継続的で安定した行財政基盤の確立を目指していくものであります。

行動のレベルは、大きく政策、施策、事務事業の三つに区分されます。行政評価制度導入の手順として、事務事業評価から取り組み、順次段階を経て施策評価、政策評価まで拡大を図っていくものであります。

平成まちづくり改革大綱に基づく推進行動計画に行政評価制度の導入がありまして、本市におきましては行政評価として、まず事務事業評価を現在行っているところであり、これに基づき事業の見直し等を全般にわたって行っております。評価の役割といたしましては、目標の設定、施策や事業の実施、結果の把握による評価、問題があれば事業の調整、改善、いわゆるさっき言ったPDCと言われるものであります。事業の必要性、妥当性、効率性、あるいは有効性に基づきまして、改善の可能性や、成果とコスト、今後の方向性をチェックしているところでありまして。こうした取り組みが定着しましてから公表を行い、事務事業の評価から順次段階を経て次の施策の評価まで拡大を図っていきまして、行政評価システムの完成といいますか、構築をしていきたいと、こういう予定であります

次に、質問の2点目の税収増加対策とイベントなどの事業縮小による財政立て直し、大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

私は、国の三位一体改革や、歳入・歳出一体改革、こういったものによりまして、どの市町村も地方においてはより厳しい状況にあります。地方が計画した以上に国の削減により、地方が大変困っているということをよく御理解いただきたいと思っております。これは美濃市だけではございません。

また、世界の金融不安に始まる急激な景気の後退は、美濃市のみならず、国・地方を含めて現在非常に深刻な状況にあります。こうした中で、税収増加対策や自主財源の確保、歳出の見直しは不可欠であります。当然のことながら、現在、まちづくり改革大綱に基づきまして効果的かつ効率的な行政運営、あるいは持続可能な財政運営の確立、市民協働型行政運営、あるいは簡素で効率的な組織編成、職員数の削減、職員給与の削減等、四つの柱から成る行動計画によりまして、私はもちろんのこと、職員の給与を削減し、取り組んでいるところであります。ぜひ御理解をいただきたいのは、議会においても同じような削減を考えていただきたいと私は思っております。現在は、議員の報酬はもとに戻っております。ぜひお考えをいただきたいと、この際言われるのであれば、そういうことも御配慮をいただきたいと思っております。

さて、こうした行動計画に基づきまして、市民の代表の皆さんから成る平成まちづくり改革委員会の御意見を伺いながら、平成21年度から25年度までの5年間の第2次推進行動計画を策定し、現計画を全般にわたり見直しを行っているところであります。

税収増加対策としましては、現在、池尻・笠神工業団地の整備を進めるため、可能性調査を実施しているところであります。区画整理事業では曾代・美濃西部はこのほど完了したと

ころであり、美濃インター前につきましても順調に進捗しており、現在は生櫛区画整理、また、（仮称）吉川区画整理事業などの組合設立に向けて取り組んでいるところであります。

こうした都市基盤の整備を初め、住む環境づくり、働く環境づくり、子育て環境づくり、安全・安心な環境づくり、魅力ある環境づくり等、総合的な施策の展開を行っているとともに、滞納整理や使用料・手数料の見直しなど自主財源の確保に努めているところであります。

各種イベントにつきましても、私は将来の投資と考え、交流産業を育成していくために大変必要なものであると、こういうふうに思っております。創意工夫により経費の削減を行いながら、活気ある美濃市づくりのために、市民を初め各種団体、あるいはボランティアの皆さんの奉仕によりまして、また協力によりまして、大変大きな成果を上げていると私は思っております。

「美濃和紙あかりアート展」「ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ」、あるいは「産業祭」「アーティスト・イン・レジデンス」など各種イベントを開催しておりますが、これは国際的にも全国的にも認知され、また多くの方が訪れる定着したイベントであります。例えば「美濃和紙あかりアート展」では、10万人の来場者が仮に1人1,000円を消費したとすると、当日だけで2日間で1億円となります。それから、テレビ・新聞・雑誌によるPR効果は数千万円、またイベントによる効果をすべて計算してはおりませんが、美濃市の観光客は急増しており、平成20年度は以前に比べ約60万人から100万人というふうに言われていますが、経済効果は相当なものがあると考えております。さらに、これらのイベントの持つ市民と一体となった社会的効果、いわゆる市民力の向上といいたいでしょうか、こういったものがあります。

また、土幌町フレンドシップ交流事業につきましても、将来を担う子供たちが大自然の中でさまざまな体験をすることは、教育的見地からも意義の大きいものがあります。

また、投資的経費が少ないということをごさいますけれども、今日までに下水道事業は普及率90%以上、あるいは情報化に伴うデジタル化、そういったもので全地域に整備をした、あるいはそういった大型事業についてはほぼ完了をしている、大方進んでいるというところでありまして、現在はどちらかというとその比重は維持にかかっていると、こういう状況であります。

しかしながら、財政状況が大変厳しい中、歳入歳出全般につきまして、平成まちづくり改革に基づき自主財源の確保とともに、経常経費の節減はもとより、事務事業評価による各種事業全般の見直しの中で、各種イベントにつきましても、開催方法のあり方、経費の見直し等を行い、市民の皆さんに希望の持てる美濃市づくりのため行財政改革をさらに進め、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 大変、答弁ありがとうございました。

確かにお金があればいろんなイベントも大いに結構でありますし、数々のイベントも内外から高い評価を受け、それなりの効果は認められるものの美濃市の財政規模にあうやり方をしなければ、独自色のある福祉も、教育も、市長の好きなイベントも、あと2年もしたらすべてがゼロになってしまう可能性がある。今、性根を据えてやらなければ本当に美濃市は破綻への道を進むことになる。そのために、市長は強がり捨てて、トップダウンではなく、議会や平成まちづくり改革委員会の意見をよく聞いて、職員の知恵を結集させ、健全財政に立て直すという決意をしてもらうことが肝要だと思いました。

以上、要望していききたいと思います。

○議長（日比野 豊君） 次に、1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 皆さん、おはようございます。

私は、発言通告に基づき、2点の質問をいたします。

第1点目は、裁判員制度の実施に向けて、市民、関係者への周知がどのようにされているかについて質問をします。

戦後日本の裁判制度は、国の最高法規である日本国憲法のもとで、60余年を経て一つの転換を迎えています。これまで、裁判はすべての国民に関係することでありながら、ふだんの生活とは隔てられた世界のことであり、特に刑事裁判は今後身近なものとならざるを得なくなります。

裁判員制度は、2004年の法律制定から4年をかけて周知が図られ、既にことし12月からは被害者参加制度が導入され、来年5月からは裁判員制度が導入されることとなっております。11月28日には約29万5,000人の裁判員候補への通知が発送されました。県では選挙人約500人に1人という割合であり、当市でもおよそ40人の方へ届けられたこととなります。裁判員制度は、司法制度の民主的改革のための国民の司法参加への出発点ともされますが、導入に当たり、幾つかの問題点があることも事実です。

一つは、内容を知らされても、国民は参加に消極的・否定的であることです。日本世論調査会の3月の調査では、「務めたくない」72%、「務めてもよい」26%であり、最高裁調査でも、「参加したくない」が38%、「してもよい」は11%といい、この傾向はこの法案が成立した当時とほとんど変わっていないと言われております。国民の支持と理解が不十分のまま実施をすれば成功しない、参加しやすい制度になっていないと思われま。制度の是非を超え、国民的合意が得られていないことが上げられます。

二つに、安心して参加する十分な条件整備が整っていないことです。仕事や日常生活で、裁判員となることが過大な負担になりかねない。3日から5日、長い場合には10日前後仕事を休むことが求められ、職業や遠距離を理由にした辞退は原則できないといひます。会社員の場合、公休がとれるかどうかなど、国による判断基準も示されず、個々の企業に求められています。賞与や給与、人事などで、この制度のために不利益となつてはなりません。裁判員休暇制度等の法整備が求められるところでありま。辞退を認めるかどうかについては次に述べるような大まかな基準以外なく、それぞれの裁判所の判断にゆだねられております。

裁判員制度にはさまざまな罰則が設けられていて、候補者から裁判員を選ぶための質問票の内容に虚偽を記入した場合や、呼び出しを受けたときに正当な理由がなく出頭しなければ、10万円以下の料金を科せられます。決められた職業や、70歳以上の高齢者や学生、妊婦や病気など一定のやむを得ない理由があり、裁判所へ行くことが困難な人以外は辞退できない強制的な仕組みであり、裁判員制という名の徴兵制ではないかというような意見もあるほどです。また、判決の内容については、家族・友人であっても伝えることは守秘義務違反であり、最高50万円、6ヵ月以下の懲役まである罰則つきのまま実施となっております。

三つ目には、裁判員になることへの心理的負担・重圧の問題です。裁判員制度が導入されるのは、死刑や無期懲役、禁錮刑につながる殺人や強盗など重大犯罪であり、ふだん接することのない現場写真や証拠物品を見せられる。死刑制度を含め、人を裁くことについて拒否感があったり、思想・信条を問われることであり、有罪・無罪を判断するだけでなく、量刑まで求められることは大きな負担とされ、心理学者の中でも適切なケアを必要とするという意見もあります

この点で、イギリスやアメリカの陪審員制度では、被告人が無罪を主張する事件だけに対して、裁判官を交えず陪審員だけで有罪・無罪の判断のみを行い、量刑を決めるのは職業的裁判官です。ドイツやフランス等の参審員制度では、量刑も行いますが、全員一致か3分の2以上の評決を必要とする特別多数決の評決方法をとっていて、日本の裁判員制度とは異なるとされております。

また、殺人事件などは、センセーショナルな取り上げ方をされることから、判断が世論に左右され、大衆裁判になりやすい性格を持つこと、また冤罪を生まないための制度的保障がないことも懸念され、被害者参加制度とも相まって、法理論より感情で判決が下されるおそれもあります。

裁判員の時間的負担を考え、重大犯罪を対象とするにもかかわらず、短期間で行うために、公判前整理手続が職業的裁判官と検察、弁護士が、非公開で裁判の進め方や証拠論点を事前に話し合うことになっていることも問題です。証拠の開示が捜査当局の一方的取捨選択の後に行われ、検察による被疑者の取り調べが密室で行われることになっているために、新たな冤罪を生む可能性もあります。法曹関係者からも、導入への不安、延期を求める意見表明があり、このまま実施することはさまざまな人権問題を起こしかねません。

裁判員候補の通知を受けたことを歓迎しない人は、罰則があることから周りに意見を求めることもできず、直接の当事者である裁判所でしか相談ができない制度となっているために、大きな悩みとなったのではないのでしょうか。

このところ、国は後期高齢者医療制度といい、定額給付金といい、新しい制度を導入するのに、名称にも手続にも内容にも国民不在で、準備不足が至るところに見られ、この制度もそのそしりを免れないものとなっております。市民の方が安心して暮らす権利、物理的に強制されない自由の権利と、現状の裁判員制度は矛盾する面が多いことから、私は裁判員制度の来年度の導入は延期・延長を求めるべきと考えるものです。

これらを踏まえて、総務部長に質問します。これまで裁判員制度の実施に向けて、市民・関係者への周知はどのようにされているか、お知らせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問の2点目は、持続可能な高齢化社会実現に向けて、ボランティア活動をしてこられた方の経験を生かし、市内全体に広められないかということです

ことし4月からの特定健康診査、特定保健指導は、高齢化社会へ向けて医療費を削減し、持続可能とするための介護予防の前段階であり、この健診の受診率や、保健指導によるメタボリックシンドローム該当者の増減で、後期高齢者医療保険拠出支援金に加算・減算のペナルティーがあることには疑問を持つものですが、健康を維持し、病気になりにくい生活習慣を目指すことは大いに評価できるものです。

国は、21世紀の高齢化社会になってやっと介護予防に注目しましたが、約50年前、乳児死亡率日本一で、お年寄りの自殺が多く貧しかった岩手県沢内村では、いち早く健康の増進、予防を実践することで、1961年、乳幼児医療費、老人医療費の無料化を実現しました。1992年の中学校社会科公民の教材には、「沢内村の老人たちは明るく元気である」とあるそうです。

介護を要する時期が少しでも遅くなるように健康を維持することは、万人が望んでいることでありながら、病を得るのは生活習慣のためであり、「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後に薬」のスローガンが一人ひとりでは難しいことも現実です。「1に運動」というように、介護予防で最も有効なのは筋肉や脳を絶え間なく使うこと、体を動かすことだといえます。継続的に体を動かすというこの難しいことを少しでもやりやすくするのが集団の力ではないでしょうか。

市の保健センターも、高齢福祉課も、さまざまな取り組みを通じて努力をされているところではありますが、行政対個人という図式から発展させ、介護予防を図る任意の団体・グループが主体となり、行政はそこへアドバイス、支援をするように軸足を移すことが望まれるのではないかと考えます。この間の健康づくり、介護予防などの取り組みにはどんなものがあり、何人くらいの参加があったか、継続的な活動になっているかどうか。また、我が市で健康づくりを目的とした団体が幾つくらいあるのか、把握されているなら教えていただきたいと思います。

私が聞くところによりますと、健康体操を主とした四、五グループがあるとのことですが、上松森にはことし4月シニアクラブが結成されたのを契機に、5月から早朝6時半のラジオ体操を楽しむグループができ、常時20人前後の参加で10月まで続けられ、来年も4月から再開の予定をしているとのことでした。ここでは、数人がラジオ係を交代で受け持つことで気楽に参加しやすくなり、参加者の出欠表をつけることで毎日参加することの励みになり、10月の最終日には記念品を配ったとも聞きました。また、みずからの健康維持と仲間の交流を目的に、泉町のやまびこ元気体操に集まる皆さんも、20名の会員で、毎週水曜日の午後、筋肉トレーニングとリズム体操、歌に合わせて手遊びや手話ゲームなどの後、コーヒータイム

を持ち、2時間ほど過ごすのを楽しんでおられます。数年前のNHK夏季巡回ラジオ体操には、およそ1,700人の市民が美濃市運動公園に集まったように、場所と機会があれば体操などの運動要求があることがわかりました。ちょっとしたきっかけさえあれば、だれもが体を動かすことを、運動を望んでおります。

国は、医療にかかる費用を減らすことを目的に介護保険制度をつくり、続けて後期高齢者医療制度をつくりましたが、2年ごとの見直しで際限なく保険料が上げられるようでは、持続可能な制度とは言えません。高齢化社会で本当の目的としなければならないことは、生を全うするまでできる限り健康を維持し、楽しく過ごすことであり、おまけとして医療費をふやさないことではないでしょうか。

それでは、どうすればお年寄りに健康づくりを意識して取り組んでいただけるでしょうか。上松森シニアクラブ有志と泉町やまびこ元気体操の経験から導かれるのは、どららも手づくり、任意の集団であり、自由な参加と複数のリーダー、世話係のボランティアの方がかわり、気軽にできて楽しめる時間があることだと言えます。行政が行う健康講座では一方通行に陥りやすく、世話をする人、受ける人という関係で推移し、講座が終わればそれまでになりがちなのに対して、任意のボランティアに支えられた集団では、だれもが自分の出番を持ち、責任を共有していることから、継続しやすいのではないかと思います。

昨年とことし、民生教育常任委員会が行った視察では、北広島市の読書運動も、武雄市のスポーツクラブ活動も、ボランティアの方の自発的な協力が大きな流れとなって運動の成功を見ています。どちらも、自治体財政の厳しい中で、少ない費用で多くの人を組織しているのは、草の根の運動ならではの思わせられました。

市民の健康づくりということでは、特にことし行った武雄市の経験は参考となります。スポーツクラブ活動で中心になったのは、体育指導員の方たちであります。参加の仕方が指導員としてではなく、みずからボランティア会員となって一緒に楽しまれているということでした。我が市でも、体育指導員、自治会長、民生委員の方や、これまでスポーツ・文化にかかわってこられた方の中には、お年寄りの健康づくりに一役買ってよいという方がいると思います。これらの方にリーダー、世話係をお願いし、既に立ち上げているグループの方の経験に学び、健康づくりのメニュー、方法を交流する中で、場所とお茶代を最初の半年か1年くらい補助できれば軌道に乗せられるのではないかと考えます。ひとり暮らしの方も巻き込んで、定期的に顔を見せ合う関係ができれば、地域の防犯や災害時の連携にも相乗的な効果があると思われまます。

そこで、民生部長にお尋ねします。これまで紹介したボランティアの方の経験を生かし、自治会程度の範囲を基本に、この方ならと思われる対象者にリーダーになっていただくようお願いすること、地域に要求があれば、半年から1年くらい健康体操などの場所、茶菓子の提供など支援をすることを考えていただけないか、質問をいたします。

以上2点について、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、並議員の一般質問の1点目、裁判員制度の実施に向けて、市民・関係者への周知はどのようにされているのかについてお答えをいたします。

裁判員制度は、国による司法制度改革として、平成16年5月21日に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が成立し、来年の5月21日から実施されるところでございますが、改めて申し上げるまでもなく、裁判員制度は、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近でわかりやすいものとなり、司法に対する国民の信頼が高まることを目的に導入されたものでございます。こうした国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等でも既に行われております。

裁判員制度がスタートするまであと半年余りとなりましたが、テレビ・新聞等にも報道されましたように、先月の28日には、最高裁判所により来年の裁判員候補者29万5,027人の方に対し、通知書が一斉に発送され、市民の司法参加を実現する新制度が事実上動き出したところでございます。全国平均では、有権者352人に1人の割合となっております。

裁判員制度につきましては、法律が成立して以来、これまでも国において、新聞・ホームページでの紹介や解説、パンフレット等の配布、テレビCMの放映、ビデオ作品の公開など、さまざまな機会を通じて報じられてきました。また、テレビ番組でもたびたび取り上げられるなど、国民の大半の方が裁判員制度については多かれ少なかれ耳にされていることと思っております。しかし、今回初めて実際に来年の裁判員候補者の方々に通知が発送されたことによりまして、市民の間にも身近な出来事として一層関心が高まったように感じております。また、国民の義務として課せられることとはいえ、実際に通知を受け取られた方々の不安や戸惑いも相当あるものと推察され、最高裁判所ではこうした候補者の方々に対して、制度の案内や、辞退できる場合の希望の有無、参加が難しい期間等の調査票を送付のほか、候補者の方々からの問い合わせに応ずる専用のコールセンターを設置し、相談に応じるなど、対応が図られているところでございます。

このように、裁判員制度につきましては、国の責任において制度のPR等周知が図られてきたところでございますが、市におきましては、裁判所からの依頼により、これまでに2回、制度の概要等に関するお知らせを市広報紙に掲載してまいったところでございます。

この制度は、将来においても継続していくものでございますので、今後におきましても、裁判所からの依頼等、必要に応じて広報紙等を通じて市民の皆さんにお知らせしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 並議員の一般質問の2点目、持続可能な高齢化社会実現に向け、ボランティア活動をしてこられた方の経験を生かし、市内全体に広められないかについてお答えいたします。

市民の健康づくりにつきましては、平成16年3月に市民の健康づくりの指針となります「わくわく元気プラン美濃21」を策定し、糖尿病を中心とする生活習慣病の予防など、市の関係部署が連携して市民総参加の健康づくりを推進しているところであります。また、今年

度から始まりました特定健康診査につきましても、健診後の保健指導を含め積極的に対応しているところであります。

本年11月末に発表された岐阜県基本健康診査特殊集計結果では、平成19年度に基本健診を受診された40歳から64歳の982人の健診結果を見ると、糖尿病検査の一つであるヘモグロビンA1cの検査数値が男女とも改善の傾向にある結果が出ております。平成17年度と比較すると、例えば検査値の5.5%以上の方の割合が、県内の高い順で男性が6位から26位、女性が5位から19位へと改善されており、健康づくりの活動の成果が出てきたものと喜んでおります。

お尋ねの高齢者の健康づくり、介護予防の取り組みにつきましては、介護保険法の施行されました平成12年度以降では、国が進めます介護予防・地域支え合い事業の中で、健康体操、3B体操、ダンベル体操、音楽療法などを全地区で開催し、健康の必要性、健康体操等の普及啓発、地域リーダーの育成等を図ってまいりました。その結果、私どもで把握しております範囲では、現在24の団体が継続され、週1回の開催ペースで地域公民館、自治会集会所等で自主活動されていらっしゃると思います。

介護保険法の全面改正により平成18年度に創設されました地域支援事業では、市と高齢者支援センターが主体となり、地域の皆さんに御協力いただきまして、平成19年度で健康体操を116回1,721人、音楽療法などのいきいき教室を21回425人、体力測定を7地区で139人、ヨガ講座を4回82人の参加者で開催するとともに、要介護・要支援になるおそれのある高齢者を把握します生活機能評価事業を992人の方に実施しております。

今年度は、健康づくりのマンパワー養成のための専門講習を新設するなど、実施内容、回数ともに19年度を上回る計画で事業を進めているところであります。また、シニアクラブによる健康づくり事業につきましても、地区単位クラブにおきまして精力的に実施いただいております。

人口の高齢・長寿化は、団塊の世代の退職が始まり、間もなく本格的な時期を迎えます。高齢期を挑戦期ととらえていただき、健康でスポーツや旅行を楽しみ、シニアクラブ、梅山大学、生涯学習で学び、社会的なつながりや、ボランティア活動に参加することで生き生きと日々の生活を送っていただく姿を理想に、今後も高齢期の生活の基本である健康づくりをマンパワー、ボランティアや関係者と連携を図ってまいります。

御質問の茶菓子代はともかく、会場の提供など高齢者の健康と自立した生活の実現を支援してまいりたいと考えますので、御理解を賜りますようお願い申し上げまして答弁いたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 答弁をいただき、2点ともに要望を述べさせていただきます。

1点目、裁判員制度につきましては、きのうも岐阜新聞が特集を掲載しておりました。裁判員候補となった方へ通知を発送してからの5日間だけで1万5,000件以上の問い合わせが

あり、半分以上が辞退に関するものだったと報道されております。周知期間が4年間あり、国の責任によるPR等で、内容を知っても参加したくないという方が世論調査で7割というのが、それ自体が制度の欠陥をあらわすものであり、不備なままでの実施に大きな不安を持たざるを得ません。当市にも裁判所から要請があり、この間2回、制度の概要等を広報紙に掲載されたということですが、このような問題のある制度を市の広報でそのまま知らせることが果たしてよいものか、疑問に思います。市民の暮らしの安心を守ることを求められるのに、不安や不利益に加担すれば、広報の信頼も失われます。問題があるものには、その記事と並列で識者の談話のような形ででもきちんと指摘し、市民の皆さんへ提供するなど、広報のあり方を検討されることを要望いたします。

2点目、市民総参加の健康づくりの成果として、平成17年と19年を比較し、糖尿病検査の検査値がたった2年で大幅に改善されたことは、やればよくなる見本として関係者の努力に敬意を払います。介護予防、健康づくりの団体として、現在24もの団体が確認されていることには驚きましたが、これらの団体が横のつながりを持ち、経験を交流することで、一層の発展が見込めると思います。

介護予防では、筋肉トレーニングとあわせ、脳を使うことも大切な要素であり、24の団体が両方の性格を持てるように図ることを期待したいと思います。健康づくりへの会場の提供など一層の支援を行っていただくことを要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 山口育男君。

○5番（山口育男君） 発言のお許しをいただきましたので、通告書に従い、追加経済対策における定額給付金について、3点の項目についてお尋ねをいたします。

現在、日本は、いわゆるアメリカ発の金融不安により、経済が急速に後退している状況にあります。円高による輸出産業の業績不振、金融機関の貸し渋りと貸しはがしによる中小企業の経営危機、これらに伴う雇用の不安、将来の不安に対する国民の消費意識の低迷、こういったすべてが負の連鎖により、一向に明るい兆しが見えてこないのが現状ではないでしょうか。

自動車産業などを中心に、日本の経済を牽引してきた東海経済圏域も、残念なことに、ここに来て大きな壁にぶつかっております。順調に推移してきた当市のあらゆる産業・企業にも、この影が忍び寄ってきていると思います。市内の経営者の皆さんや商店街の方々にお聞きしましても、明るい返事はなく、悲痛な叫び声になっております。地方公共団体の財政とは、国の混迷により大きな影響を受け、非常に薄い氷の上にあるということを改めて認識を

いたしました。

このような中、去る10月30日に麻生総理大臣が追加経済対策を公表いたしました。しかし、この追加経済対策が混迷の度合いを深めているのではないのでしょうか。この追加経済対策は、私たち地方公共団体に一つの大きな課題・波紋を突きつけました。国民・マスコミを巻き込んで今大きな話題となっている定額給付金の問題であります。2兆円という莫大な予算を使い、1人1万2,000円、65歳以上と18歳以下には8,000円の加算で2万円を支給するというものです。経済対策なのか、生活弱者に対する支援なのか、内容もあいまいな部分もあり、効果に対しても賛否両論があります。私は、この政策が実行されるだろうと思いますが、どちらかと言えば前者の経済対策の方であり、そのためにはスピード感を持って迅速に対応することが基本であり、望ましいと思っております。全国の各市町村長の中でも賛否両論あり、さまざまな意見が出ております。この定額給付金について、市長はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思っております。

また、この定額給付金の騒動を助長しているのは、所得制限を設けるか設けないかは市町村の判断にゆだねるというものです。国が決めかねた部分を地方に投げた形であるのではないかと考えております。

先ほども申し上げましたが、この政策を実行するのであれば、これは経済対策であるという認識であるとともに、所得制限を設けない方向であるという私の考えでございますけれども、当市はこの定額給付金について所得制限を設けるのか否か、その判断基準は何か、また支給方法はどのようにするのか、お答えをいただきたいと思っております。

そして、この政策が実行されることになれば、その実働部隊といいますか、対応窓口は市町村になることであります。この膨大な交付作業に相当の予算と人員確保をしなければならぬと思っております。事務作業を担当する職員の方々には、大変な御苦勞をおかけすることになると思っております。そのような心配があるわけでございますけれども、先日、テレビ放映での映像を見て、少々驚きを感じたことがあります。ある市では、この定額給付金をどの部局で行うかを真剣に議論している場面であったからです。定額給付金の哲学論争をしながら、福祉部門が行うのか、財政や企画の部門でやるのか、また住民基本台帳を所管する部門でやるのか、さまざまな意見が出ておりました。こういったセクショナリズムを目の当たりにして、多少唾然といたしました。

当美濃市では、どの部局でこういった体制を整え、この定額給付金に対応しようとしているのでしょうか。その組織体制をお伺いいたします。

以上、追加経済対策の定額給付金に関連した質問をさせていただきました。市民の皆様の関心も高く、今後の美濃市にとって重要な課題だと思っております。前向きで積極的な答弁をお願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 山口議員の一般質問、追加経済対策における定額給付金について、お答えいたします。

ただいま議員から話がありましたように、今日の世界各国の経済情勢は、100年に1度と言われる金融不安により、株価の大幅な下落にとどまらず、かつて経験したことの無いほどの急激な景気の減速に直面しています。我が国におきましても、実体経済や国民生活に深刻な影響を及ぼしつつあるところでございます。

このため、政府は緊急かつ迅速な景気対策を講ずべく、先月の30日、事業費規模としては過去最大となる約27兆円の追加経済対策を決定し、これに伴う総額約5兆円の追加歳出を盛り込んだ第2次補正予算案を提出すると発表したところであります。この第2次補正の目玉の一つに、議員お尋ねの総額2兆円に及ぶ定額給付金がございます。

この給付金につきましては、現在、まだ明確に示されていない部分もございしますが、先月末の総務省による説明の概要を申し上げますと、給付金の目的としましては、景気後退下での住民への生活支援と地域の経済対策であり、実施主体は市町村で、国は事業に要する経費について10分の10、いわゆる全額を補助する。基準日は1月1日、または2月1日のどちらかで定めるとされております。給付対象者は、住民基本台帳の記録者及び外国人登録原票の登録者のうち一定の者であり、受給権者は世帯主ということになっています。1人当たりの給付額につきましては、議員お話のとおりでございます。また、所得制限につきましては設けないことを基本とするが、希望する市町村にあっては、一定の所得基準を超えた者には給付しないとすることができるとされております。申請、給付の方法等につきましては、郵送あるいは窓口での申請による振り込みを基本とし、これによりがたい場合は窓口での現金給付など、さまざまな組み合わせが想定されているところであります。

いずれにいたしましても、国の補正予算が成立し、具体的な実施方法等が明確となれば、市といたしましては迅速に対応していかねばならないものと考えております。

議員お尋ねの定額給付金に対する私の考え方でございますが、この給付金につきましては、これまで賛否両論、さまざまな議論もございましたが、私といたしましても、地域社会での経済不安や生活不安が深刻な状況を迎えつつある中で、市民の生活支援対策、経済対策の両面から、全世帯の家計に対する支援は必要であり、迅速な対応が効果的であると、このように思っています。こうしたことから、企業に対する支援、あるいは生活困窮者に対する生活支援対策、こういったものを本日緊急に議会に上程をお願いしていきたいと、こんなふうに思っているところであります。

次に、お尋ねの二つ目、所得制限を設けるのか否か、その判断基準は何か、また支給方法はどのようにするのかについてでございますけれども、仮に所得制限を実施することになれば、事務負担の増大や住民間の公平性の問題、あるいは自治体間での支給の差異などに加えまして、緊急に対応すべきものと考えますので、私といたしましては、所得制限を設ける考えはありません。この件に関しましては、既に岐阜県市長会におきましても同一の扱いとすることで一致しております。

また、支給方法につきましては、正確かつ迅速に、そして安全にすべての受給権者の方に給付することが最も大切なこととありますので、このことを念頭に、総務省が示すたたき台

をもとに具体的な実施方法等を検討してまいりたいと思っております。当然のことながら、振り込め詐欺といった防止対策につきましても細心の注意を払っていかなければならないと考えております。

次に、お尋ねの三つ目、給付金交付に対する組織体制はどのようなかについての御質問でございますが、給付事務を総括する部署といたしましては、美濃市は総務部の総合政策課といたしますが、短期間のうちに相当量の事務作業が必要となりますので、市民の皆さんに間違いなくスムーズに申請し、また給付できるようにしていきたい。こうした全庁的な体制を整えて対応してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 次に、7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 私は、一般質問2点についてお伺いいたします。

初めに教育長に、牧谷小学校開校についてお尋ねいたします。

2009年の新年度より、下牧小学校と上牧小学校が統合され、牧谷小学校としてスタートいたします。それに伴い、旧蕨生小学校の増築・リニューアル化が行われております。また、統合することに対しては過去の例もあり、万全の体制のもとに準備されていると思いますが、以下2点について御質問をいたします。

初めに一つ目として、特別教室「手すき和紙工房」を利用しての特色ある学校づくりをどのように取り組むのかについてお尋ねをいたします。

市民の中には、手すき和紙の設備については和紙の里会館にあり、牧谷小学校からも距離的に近く、和紙工房特別教室を新設する必要性がないのではないかとの意見もあります。

上牧小学校においては、手すき和紙についての授業が取り組まれてまいりました。今回の牧谷小学校に特別教室（和紙工房）が設備されますことは、伝統ある手すき和紙づくりを通して特色ある学校づくりに積極的に取り組まれることと思います。そこで、牧谷小学校における特色ある学校づくりの取り組みについて、具体的な方針をお尋ねいたします。

続いて二つ目でございますが、統合から生じる不要となる図書・備品はどの程度出るのか、また活用はどのように考えていますか、お尋ねをいたします。

図書館の蔵書については、現状では2校とも標準冊数を満たしております。これまでも、標準冊数に満たない図書蔵書については予算化を要求しながら、全小・中学校がこの標準冊数になっておりますが、こうした図書について、統合後の牧谷小学校の学校規模の標準冊数は、単純に考えますと約1校分で済み、多くの蔵書が余ると思います。この蔵書をどのように有効利用されるか、お尋ねいたします。

また、閉校後の両校の備品の有効活用についてもお尋ねいたします。編成により、両校で利用されていきました備品の多くは再利用されますが、まだまだ利用できる備品も多く残ると思います。閉校になった校舎にそのまま置かれますと、再利用されることがなくなるとおられます。これらの不要になった備品の管理をどのようになされますか、お尋ねをいたします。

2点目に、コミュニティーバス、自主運行バス牧谷線の事業見直しについて、総務部長に

お尋ねをいたします。

財政健全化法に伴い、連結決算が義務づけられました。財政健全化に向けての取り組みとして、自治体病院の閉鎖、自主運行バス路線等の廃止が多くの自治体で行われ、近くに病院がなくなった、また身近な移動手段がなくなったと、高齢者にとっては大きな痛手となっているとの報道がなされていました。

本市においても、財政健全化に向けての取り組みは避けて通れない課題であります。特に自主運行バス路線、コミュニティーバス路線は、乗降客が平成19年度では1万7,296人、1台平均3.6人、1日平均47.3人、便別では、富野線では0.9人、また中有知線は1.2人と報告されております。19年度のコミュニティーバス運行経費は2,935万4,000円、自主運行バス助成金は4,367万2,000円と多額の必要経費、助成金が必要でございます。これから先、税の減収も見込まなければなりません。他の自治体では、買い物、通院、金融機関への立ち寄りのために、路線バスの廃止、福祉バス廃止に伴い、高齢者の移動手段としてデマンド型乗合タクシーの導入をされたところもあります。また、福祉用バスに大人たちにまじって児童が登下校に利用する方法で経費節減に取り組まれたところもあります。路線廃止することなく存続するには、どのような方法が今後とられるのか、以下2点についてお尋ねします。

一つ目に、利用率の低い路線について、今後どのように対応されますか。

二つ目に、財政難を乗り越えて運行できるような総合的運行対策をどのように考えているのかについてお尋ねをいたします。

○議長（日比野 豊君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 武井議員の一般質問1点目、牧谷小学校開校についての一つ目、特別教室「手すき和紙工房」を利用しての特色ある学校づくりをどのように取り組むのかについてお答えいたします。

美濃市は、豊かな自然と伝統文化が息づくまちで、美濃和紙とうだつに代表されています。特に来年度、再編成によって美濃和紙の里に新設される牧谷小学校は、伝統ある手すき和紙が受け継がれてきた唯一の小学校となります。教育委員会としましては、和紙の産地にある牧谷小学校の特別教室「手すき和紙工房」を利用しながら、知る・学ぶ・体験することを通して、地域を愛し、地域を誇りに思うような児童を育てていく学校づくりを考えております。

具体的な活動内容としましては、和紙づくりに携わる地域の方々のお力をおかりし、お話を聞く機会を設けながら、子供たちが和紙の原料となるコウゾ・ミツマタ・ガンピについて知ることから始め、畑でコウゾなどを育て、自分たちで収穫した原料を使って和紙をすくことや、よい和紙づくりをするために欠かせないちり取りなどの作業も体験させていきます。また、図画工作の時間などで和紙を使った作品づくりを行い、和紙のよさや可能性に気づいてもらえるような授業も設けていきたいと考えております。これらの活動を通して、伝統を守ることの大切さや、よりよいものを追求していくことのすばらしさなどの生き方を学ばせていきたいと考えております。

このような活動を、総合的な学習の時間、図画工作の時間、あるいは道徳の時間などに位

置づけ、手すき和紙づくりを体験活動として体系化を図りながら、牧谷小学校の特色ある活動として育て、地域を愛し、誇りに思う児童を育てていきたいと考えております。

次に、二つ目の質問、統合から生じる不要となる図書・備品はどの程度出るのか。また、活用はどのように考えているのかについてお答えいたします。

現在、下牧小学校の蔵書数は5,861冊、上牧小学校の蔵書数は6,351冊で、合計いたしますと1万2,212冊になります。今度の学校再編成によって、学校図書館図書基準によりますと、牧谷小学校では5,560冊でよいことになり、6,652冊が余ることになります。数字的には十分な冊数を満たしてはいますが、現在両校で図書のすり合わせを行っている状況で、重複する図書については、汚れぐあいなどから見て程度のよい方にしたり、学習資料として複数必要とする図書については加えたり、古い図書については廃棄するなど整理をしたいと考えておりますので、不要となる冊数までは現時点では把握ができていない状況です。

不要となる図書については、過去の学校再編成のときと同様に、他の学校や各地区の出張所などに見てもらい、必要な図書についてはそこで活用してもらうなど有効利用を図り、無駄のないようにしたいと考えております。

また、備品については、学校再編成実行委員会の備品部会で、牧谷小学校で今後使っていくもの、重複して不要なもの、使えないものの3種類に仕分けをする作業を終えています。基本的には、使えるものについては牧谷小学校で今後も使い、持つてはいかないけれど、まだ使えるものについてはそのまま校舎に残し、他の学校での再利用を考え、古くなり使えないものについては廃棄処分にする計画で、こうした一連の作業が終わり次第、教育委員会で調査し、備品台帳に記帳して管理していく所存でございます。

再利用できるものについては、図書と同様、できる限り他校での活用を考え、有効利用が図れるような体制をとっていききたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、武井議員の一般質問の2点目、コミュニティーバス、自主運行バス牧谷線の事業見直しについてお答えいたします。

現在、コミュニティーバスは全国各地で導入されておりますが、その多くが利用者の低迷傾向にあり、財政難の時代にありまして、他の自治体も本市と同様にその対応に苦慮している状況であります。

本市では、平成8年に牧谷線を廃止代替路線として、関市との共同による自主運行バスとして存続させ、現在は平均1日9往復が運行しております。コミュニティーバスは、バス運行の空白地帯の解消を図るべく、平成15年度から運行を開始し、現在は2台の車両により7路線で隔日の1日2往復の運行を行っております。10月時点でのそれぞれの利用状況を見ますと、牧谷線では1日平均71.2人、1便当たりでは4.1人で、そのうちの約6割が通学での利用となっております。利用者数は年々減少してきております。コミュニティーバスは、1日平均56.4人、1便当たり4.3人で、通院・買い物等に主に利用され、こちらは横ばいの状

況であります。利用率だけを見れば非常に低いものと言わざるを得ない状況でございますが、どちらも身近な交通手段として、通学あるいは高齢者の方の通院・買い物など、利用される方にとりましてはなくてはならないものであることは確かでございます。一方で、利用されない方から見れば、「空気を運ぶバス」とやゆされているのも現実でございます。

コミュニティーバスと牧谷線の運行に要する経費といたしましては、議員のお話のとおり、平成19年度決算では7,302万6,000円となり、県補助金1,786万1,000円を差し引きました5,516万5,000円が実質の市の負担額となっております。利用者1人当たりの経費を総数で単純計算しますと、コミュニティーバスが約1,700円、牧谷線では約1,330円となり、効率面からすれば問題があることも事実でございます。

県補助金につきましても年々削減されつつあり、県市長会を通じ、県へ補助金の増額要望を行っているところでございます。

市といたしましては、これまでもコミュニティーバスの利用拡大を図るため、路線の拡大や運行経路の見直し、利用料金の引き下げなどに努めてまいりましたが、いずれも抜本的な改善策となるまでには至らず、部分的な見直しには限界があるように感じております。限られた財源の中で、利用者に合わせたルートやダイヤの編成、便数の拡大など、すべての利用者のニーズにこたえていくことはなかなか厳しいことであります。自家用車が主体の交通体系の中で、バスを利用する人の絶対数が少なく、バス利用者の減少傾向は今後も続いていくものと考えております。

こうした中にありましても、地域交通の確保は、効率性のみで判断すべきものでなく、交通の確保を必要とする市民の皆様のことを考えることが大切であると思っております。しかし、厳しさを増す財政事情の中にありましても、財政負担と利用者の動向を勘案する中で、運行体系に検討を加える必要があると考えております。特に利用率の低い路線につきましては、路線の整理・縮小や、この場合の代替方法の可否等につきまして検討が必要になってくると考えております。

また、利用率の低い路線のみならず、将来にわたり持続可能となるような市民の皆さんの移動手段確保に向けての全般的な地域の公共交通のあり方につきましては、現状の枠組みの中で、ルート変更やダイヤの増強、財政負担等を考えますと大変厳しい面もありますが、先進市町村の取り組み等も参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

この問題の検討を進めていくに当たりましては、利用者の方々や地域の皆さんの御理解や御協力が重要となってまいりますので、今後、市民の皆さんの御意見を幅広くお伺いしながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（日比野 豊君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 2点につき、了解はしましたんですが、その中でここで要望をしておきます。

最初に、特別教室の利用についてでございますが、特色ある学校づくりについては、今の御答弁から今後の教育効果を大いに期待するものでございます。

備品についてでございますが、この後、どこにどのような備品があるかということが一目でわかるような形で、備品台帳の中に保管されている教室まで記入するような備品管理をお願いいたします。

特にコミュニティーバスについての御答弁の中には、利用者1人当たりの経費を総数で単純計算しますと、コミュニティーバスが1,700円、牧谷線では1,330円と述べられております。中部運輸局管内の平成13年12月の発表によります自治体の年間負担額を住民1人当たりに換算しますと、500円未満の市町村が50、500円から1,000円の市町村が16、1,000円以上が12市町村となっております。これを美濃市に当てはめると、美濃市はコミュニティーバスが1,275円となります。また、自主運行バスについては2,398円となり、両方合わせると1人当たり3,673円の高額になります。また、コースの年間利用者数は1万1,837人となっておりますが、本市においては19年度の年間利用者数が1万7,296人と、すごく少ないと思います。片方は1コースの年間利用が1万1,837、美濃市においては全体で1万7,296人ということでございますので、こうしたデータを見ますと、見直しを早急にしなければならないと思いますが、利用者の目的の多くは病院への通院が主目的であることを思うとき、安易に廃止するという選択は絶対にしてはならないと思います。どうか本市においての最善の運行システムを考えていただくことを特に要望し、質問を終わらせていただきます。

○議長（日比野 豊君） これより昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、一般質問3点を行います。

1点目は、昨今、企業の雇用形態は、正規雇用を控え、派遣や期間労働者を採用しているが、市内企業の実態をつかんでいるのか。また、このような雇い方をどう思うのか、質問をいたします。

まず最初に、こうした問題は国政問題であり、地方の議会ではなじまないと考えておられる方もありますが、国政上の問題が地方にも影響し、市民生活にも大きな影響を与えることもあります。市長は、市民の暮らしを守る責任があります。ですから、基本的には国政の問題であっても、市長としての考えや行動はとらなければならないこともあります。現在の働く若者の雇用悪化は、国政上の問題として見過ごすことはできない課題であり、質問する次第であります。

2001年の総裁選で選ばれた小泉首相は、就任直後に雇用市場の規制緩和を指示し、派遣雇

用の契約期間の延長や、対象業務の拡大など企業が雇いやすい環境をつくりました。その結果、情報技術（IT）企業などの新たな企業は生まれましたが、働く現場は一変いたしました。パートやアルバイト、派遣社員など非正規社員は、2001年では27%であったのが2005年には33%にふえ、非正規社員の月給は8割近くが20万円未満だと言われております。

総務省の就業構造基本調査によれば、岐阜県の非正規雇用は20歳から59歳までが平成9年が15万2,000人で20.3%、平成19年が24万5,100人で31.8%にふえております。また、政府の調査でも「生活が苦しい」という国民が6年連続でふえ続け、57.2%にもなり、貧困と格差の広がりや日本社会に重くのしかかっています。

働く貧困層の広がりをもたらした根源にあるのが雇用のルール破壊です。この間、派遣・請負・期間契約社員・パートなど非正規雇用が大きく広がり、この10年間に正規雇用が400万人減り、逆に非正規雇用が600万人もふえました。全労働者の3人に1人、若者や女性では2人に1人まで広がり、年収200万円以下の労働者が1,000万人を超えました。多くの労働者から安定した雇用と暮らし、そしてあすへの希望を奪い取ってしまいました。この号令をかけたのが財界と大企業です。

1995年、当時の日経連が新時代の日本的経営という雇用戦略を発表し、これを受け、労働者派遣法を初め雇用ルールの規制緩和が大規模に進められました。財界、大企業は要らなくなった物のように捨てることのできる使い捨て労働を手に入れ、史上最高の利益を上げ続けてきました。雇用の規制緩和は、国民の所得を減らすとともに、貧困と格差の拡大という一大社会問題を引き起こしました。不安定雇用で非人間的な使い捨て労働を放置すれば、日本の経済と社会に未来はありません。

派遣や偽装請負が急速に広がったのは、1999年の派遣法の改悪で労働者派遣を原則自由化したからです。少なくとも99年の原則自由化前に戻すことは、労働界や野党の中でも一致点になりつつあります。

期間社員とか契約社員などの名で不安定雇用も広がっています。2003年の労働基準法の改悪後、6ヵ月ごとの更新、最長2年11ヵ月までという期限付きの雇用が企業でまかり通っています。このことは、期限が来れば絶対に首にするという働かせ方であります。少なくない大企業が、会社のために働いてきた多くの若者を契約満了でほうり出しながら、同時に新しい期間社員を募集し続けています。こんな使い捨て雇用を常態化させることは、絶対にあってはならないと思います。

そして、今、アメリカ発の金融不況が起これ、それが世界全体に広がり、实体经济の悪化をもたらし、日本経済の景気悪化もいよいよ深刻になってまいりました。

12月9日の中日新聞には、民間信用調査会社の帝国データバンクが発表した11月の全国企業倒産（負債総額1,000万円以上）は1,010件で、6ヵ月連続で1,000件を超え、消費低迷を背景に、販売不振などを主因とする不況型倒産が全体の79.4%占めていると報道し、同日付の新聞には、市内のある企業が廃業し、破産の手続に入っていると報じております。大変深刻な問題であります。

また、大企業による雇用破壊で大失業の危機が進行しつつあります。世界一の自動車企業のトヨタ自動車とそのグループ企業は、期間従業員、派遣労働者合わせて7,800人もの解雇を進め、日産自動車が1,500人、マツダが1,300人、スズキが600人、日野自動車500人、いすゞ自動車は年内に1,400人を解雇する方針です。

トヨタは大幅減益と言っておりますが、年間6,000億円の利益を見込み、13兆円のため込みがあり、大企業全体では230兆円ものため込みがあります。

11月28日のテレビでは、期間労働者などの非正規労働者を来年3月までに全国で3万人解雇するという報道があり、東海3県では愛知県が4,004人、岐阜県が1,986人、三重県が899人となっております。また、大学・高校生の内定取り消しが331人もあります。きのう、ソニーも1,600人の削減を発表いたしました。また、近くでは、坂祝の三菱パジェロは、11月末までに解雇された労働者は250人を超えております。不況の中で、一番矢面に立たされるのが派遣などの非正規労働者です。この寒空で、職を失い、住むところもなくなればどうなるのでしょうか。まさしく大きな社会問題であります。

我が党はこの間、国会で大企業の派遣労働の職場の実態を告発し、その是正のため全力で頑張ってきました。11月26日にはいすゞ自動車本社に乗り込み、違法解雇を撤回せよと要求し、その結果、会社側から「期間工は契約期間終了まで寮の使用は認める」「解雇に同意できない場合は話し合う」「再就職は最後までフォローする」との回答を引き出しております。また、12月10日付の赤旗新聞には、派遣切り、期間工切りなど大企業が非正規労働者を大量に解雇している問題で、厚生労働省は労働基準法に違反しない場合でも、労働契約法や裁判の判例を踏まえて、不適切な解雇をしないよう企業に啓発、指導することを全国の労働局長あてに通達しております。今後とも非正規という雇用形態を解消するために、全力で我が党も頑張っていきたいと思っております。

さて、美濃市でも多くの企業が非正規社員を雇用していると思いますが、その実態を市長はつかんでいるのか、このような派遣という雇い方をどう思っているのか、質問いたします。よろしくをお願いします。

質問の2点目、地域づくり支援事業は、当初計画では各中学校校下で共通した事業を行うとされておりましたが、それが緩和されたと聞きます。この事業の進め方に無理があったと思われるのですが、どうですかという質問です。

この事業は、市長の肝いりで、平成20年度から向こう3年間の継続事業として発足したものでございますが、事業も決まっていないのに、各地域ごとに350万円で合計2,450万円の予算がつけられ、それをもとに各中学校校下で自治会を中心に協議されてきました。市の担当課から事業の説明はあったものの、どんな事業をやったらいいか、大変苦勞されているのが現状だと思います。特に中学校校下で共通した事業になりますと、例えば美濃中学校校下では洲原、市街地、中有知ですが、地域にはそれぞれ歴史や文化の違いがあり、共通したものを見出すには大変困難が伴うと思われます。そこで、市は中学校校下にこだわらないとしたようですが、なぜ初めからそんな枠を設けたのか、疑問が残るところです。

そこで、この間、中学校校下で共通した事業を決められたところはあるのか。また、地域ごとの事業の進捗状況はどうか、質問いたします。

私の住んでいる大矢田は昭和中学校校下ですが、8月に地区民に事業の目的や委員会メンバー、事業期間、予算などを掲載したチラシが配られました。事業内容の例がいろいろ書いてありまして、区民の皆さんも応募してほしいということがありましたが、その応募は二、三人にとどまりました。それから何回かの議論を重ね、最近になってようやく事業内容が決まったと聞き及んでおります。

本来は、市民の間でこんなことをやりたいから予算をつけてほしいと要望があつて予算措置をするのが普通ですが、この事業は全く逆ですから、苦勞をされると思います。財政的に余裕があるならまだしも、厳しい財政事情の今日、再考する必要があると思われます。

そこで、今年度は残り少ないこともありますので、予算を凍結し、事業内容をしっかり決めるにとどめたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。担当課、よろしくお願いします。

質問3点目、消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務づけられておりますが、高齢者などに対し助成できないか、質問をいたします。

平成16年5月、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案が可決・成立し、一戸建て住宅や共同住宅には住宅用防火機器の設置が必要になり、新築住宅は平成18年6月から設置が必要になっております。一方、既存の住宅については、平成20年6月から平成23年6月までに自治体の条例により設置義務の期日を決めるようになっております。現在、消防署の方で各地域での説明会を開催しておられるようですが、最近の火災は高齢者が被害に遭われる傾向にあるようです。中でも、ひとり暮らしの高齢者や障がい者は一番の災害弱者です。こうした方々にこそ警報装置が必要ですが、金銭的なこともありますので、ぜひ市の方で助成できないか質問し、私の最初の質問を終わります。

○議長（日比野 豊君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問の1点目、昨今、企業の雇用形態は、正規雇用を控え、派遣や期間労働者を採用しているが、市内の主な企業の実態をつかんでいるのか。また、このような雇い方をどう思っているのかについてお答えをいたします。

現在、世界的な金融危機影響等により雇用失業情勢は下降局面にあり、ハローワーク関の最新の雇用失業情勢によりますと、10月の新規求人数は690人で対前年同月比7.1%減、対前月比では12.1%減となっています。

常用の新規求人数は373人で、対前年同月比16.7%減、対前月比は23.1%減であります。パートの新規求人数は317人で、対前年同月比7.5%増、対前月比では4.6%増となりました。全体の有効求人数は2,236人で、対前年同月比5%減となり、対前月比は5.2%の減となりました。ただ、有効求職者は1,872人、それに対して求人数が2,236でございますので、有効求人倍率は1.19倍ということで、雇用の確保はできているということであります。しかし、新規求人のうちパート求人が45.9%を占めておりまして、非正規雇用を求める割合は高いものがあります。職種別に見ますと、事務職の求人倍率が0.76倍と低く、逆に金属加工が18.69

倍、機械器具が6.63倍と高い水準で推移しています。

さて、議員御質問の市内の主な企業の実態をつかんでいるのかでございますが、毎年実施しています工業統計調査により実態を把握しておりまして、平成18年12月31日現在の従業者4人以上の事業所によりますと、事業所総数193社で、従業員数4,313人のうち、個人事業主及びその家族が67人、正規従業者3,167人、パート・アルバイト831人、出向・派遣従業者248人となっております。従業員数に占める非正規従業員の割合は25%で、国の27.54%、県の29.46%に比べて低く、正規従業員の割合は高くなっているということでもあります。

また、このような雇い方についてはどう思っているのかについては、特に最近では格差、低賃金労働など、雇用形態の変化がもたらしたゆがみとも言うべき現象が社会の深刻な問題となっております。国ではこのほど、緊急雇用対策として、企業に対して派遣の正社員化への助成として、中小企業で100万円、大企業で50万円程度の支給をし、非正規労働者の雇用保険の加入条件の緩和などの方針を示していますので、今後の動向を見守りたいと考えています。

美濃市としては、正規雇用者が増大することが市民生活が安定することであると考えており、引き続き工業団地や企業誘致を進めるほか、ハローワーク関や美濃商工会議所とも連携しまして、企業に対して正規雇用を働きかけていきたいと思っております。

また、市内の中小企業者に対し、全国緊急保証、いわゆる原材料価格の高騰や売上減による経営が厳しい事業者への緊急融資制度の活用により、事業の継続や社員解雇などに至らないように、市の助成策及び離職者に対する生活支援なども取り組んでまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、塚田議員の一般質問の2点目、地域づくり支援事業は、当初計画では各中学校校下で共通した事業を行うとされていたが、それが緩和されたのはなぜか。事業の進め方に無理があったと思うがどうかについてお答えいたします。

今年度、新たな取り組みとして創設をいたしました地域づくり支援事業につきましては、地域住民の皆さんみずからが考え、取り組む地域づくり事業に対し、財政支援等を行い、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域の活力を引き出すことを目的としたものであり、これにより、第4次総合計画の基本柱の一つとしても掲げております市民参加、市民協働によるまちづくりの実現が一層推進できるものと期待をいたしているところでございます。

この事業は、それぞれの中学校区を一つのエリアとしてとらえ、それぞれの地域に地域づくり委員会を設置していただき、市民の皆さんと協働した事業展開を行うものでございます。現在もこの考え方に変更はなく、事業展開に当たりましては、この委員会の中での協議により、地域課題の解決や地域の活性化策等の事業を実践していただくものであり、当初から一つの委員会で一つの事業と限定しているものではございません。それぞれの地域におきましての課題は複数あるものと思われまして、部会を設置しての取り組みにつきましても、委員

会の協議の中で決定されたものでございまして、こうした方法はよく用いられる手法であると考えております。

ただいま議員から、事業も決まっていけないのに、本年度2,450万円の予算措置がなされたとお話でございますが、この予算措置は、地域づくり支援事業を実施するための事業費として計上したものでありまして、具体的な事業は地域の委員会の協議の中で決まってくるものと考えております。市といたしましても、これまで参考事業の例示も行っていましたし、また、地域によりましては、地域住民すべての方に事業提案の募集をされるなど、いろいろと自治会などでも検討されてきたところでございます。

また、地域単位を中学校区といたしました考え方につきましては、中学校単位で一定のコミュニティが確立されておりますし、市の将来に向けたまちづくりを考えますと、これまでの地域区分の枠を超えたコミュニティの醸成や地域の連携が必要になってくるものと考え方によるものでございます。

次に、議員お尋ねの地域ごとの事業の進捗状況についてでございますが、各地域づくり委員会から、現在、提案されております事業といたしましては、美濃中央地区地域づくり委員会では、美濃地区消火栓ホースボックス整備事業と洲原サイクリングコース景観整備事業、(仮称) 中有知地域活動支援センター整備事業などがございます。

昭和中学校区地域づくり委員会では、防災備蓄倉庫の整備事業が提案され、牧谷地区地域づくり委員会では、下牧地区ごみ収納箱設置事業と上牧小学校周辺景観整備事業及び上牧小感謝のつどい開催事業について検討がなされているところでございます。

提案されております事業につきましては、地域づくり委員会の意向を十分尊重する中で、地域がみずから考え、地域の実情に沿った事業かどうかも勘案し、市内部に設置の推進委員会で調整を図りながら、市長が適当と認めた場合は事業を実践していくこととなります。

この事業は地域コミュニティの活性化を図り、地域の諸課題に対し住民みずからが解決を試み、地域の活力を高めていくために市民協働による地域づくりを実践し、地域力と文化力の向上を図っていくものと考えております。したがって、事業の展開が即時に必要な事業もありますので、今年度予算の凍結につきましては、適当ではないと考えております。しかしながら、事業の進捗状況によりましては、繰越明許の方法も必要となる場合も考えられますし、あるいは事業計画が3ヵ年にわたるような場合の財源の先送りなど、柔軟な対応も必要かと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(日比野 豊君) 民生部長 川野純君。

○民生部長(川野 純君) 塚田議員の一般質問の3点目、消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務づけされたが、高齢者などに対し助成できないかについてお答えいたします。

住宅用火災警報器の設置につきましては、消防法の改正により、新築住宅につきましては平成18年6月1日から、既存の住宅につきましては市町村条例で実施時期等を定めることと

され、美濃市、関市につきましては、中濃消防組合火災予防条例により、平成23年5月31日までに設置が規定されているところであります。消防法の改正を受け、市では「広報みの」やチラシ等の配布などを通じ市民への周知に努めております。中濃消防組合美濃消防署におきましても、パンフレットの配布やビデオによる説明などにより市民への住宅用火災警報器設置指導を進めておりまして、ことしにつきましても、現在までに21の自治会で771名、戸別訪問により189世帯に指導が行われているところであります。

住宅用火災警報器の設置義務化は、全国の住宅火災による死者が建物火災の9割を占めており、その約6割が65歳以上の高齢者となっているほか、住宅火災で亡くなった方の約7割が逃げおくれと言われているなどが設置義務化の背景にあります。

市ではこれまで、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯や障がい者など、いわゆる災害弱者の家屋の火災予防や生命・財産を守るため、日常生活用具給付事業として自動消火器や電磁調理器などの設置を進めてまいりました。したがいまして、今回の火災警報器設置につきましても同様の観点から設置費用の助成を行い、住宅火災への安心・安全策を図ってまいりたいと考えます。

障がい者につきましては地域生活支援事業施行規則により、高齢者につきましては助成制度の早期実施に向け、事業内容、手続方法などの検討を進めておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（日比野 豊君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 2点につきまして、再質問と要望を申し上げます。

まず1点目の、派遣労働者の雇用形態については、要望をしておきます。

先ほど市長の答弁でありましたように、美濃市の場合の非正規雇用の割合は25%と言われておりますが、私が聞き及んだところによりますと、美濃市がかつて誘致をした企業の中には非正規雇用が60%以上あるということを知っております。そして、その企業は既に期間工などの派遣切りを行っているという状況もございまして、先般も私も日本共産党の中濃地区委員会へ2人の方が相談に来られました。そういうようなことがありますので、すぐにも企業に対してそういうことをやめるといいますか、是正するように市長の方で、特に誘致した企業がそういうことをやっておるということについては厳しく指導していただきたいと思っております。

また、ハローワークや商工会議所と連携して、市の方もできたら相談窓口を設けて、そこでいろいろ来訪者の皆さんに相談に乗ってやるということも大事ではないかと思っております。実はこの前、市長が全員協議会の中で言われたこと、困ったら市役所へ来い、これは本当に私は今の時期にいいことを聞いたと思っております。困ったら市役所へ来い、相談するという体制をぜひつくってほしいと思っております。特に年末年始を控えて路頭に迷うというようなことがないように、全力でこの問題は取り組んでほしいと思っております。よろしく願いいたします。

それから二つ目の地域づくり支援事業につきまして、2点の再質問をいたします。

まず第1点は、私どもが全員協議会でこの事業の内容を聞いたときに、市の方からの説明では、この事業はできるだけ広くコミュニティーの場で活用してほしい、また活動してほしいということで、それぞれの中学校校下、例えば大矢田ですと昭和中学校、それから市街地ですと美濃中学校、牧谷は北中学校、この校下によって事業を考えてほしいということを説明されました。そういうわけで、そのときに質問した覚えがあるんですが、なぜ中学校校下でやるのか、地域地域でもいいんじゃないかというふうに言いましたら、先ほど答弁ありましたように、できるだけそういう地域を抜きにして、もっと幅広く取り組んでほしいということであったと思うんですね。それが今聞いてみると、この中学校校下で事業をやられているのは牧谷と昭和中学校、特に美濃中校下は非常に難しいということがあって、先ほど報告がありましたように、それぞれの地域でそれぞれの事業をやってみえるというのであれば、やはりその中学校校下という決めが緩和されたというふうに私は受け取れると思うんですが、何かそうではないようなことを言われますので、もう少しそこら辺は、そうであるならそうであるということを書いてほしいと思います。

そこで二つ目は、この事業の内容です。確かにお金がある、そしてどういう事業をやるのかと、大変これは難しいことだと思います。自治会長さんを中心に、皆さんが苦勞されてそれぞれの地域で事業を決定されてきた経過がございますが、その中で、特にこの事業で箱物をつくるということは、私はあんまりよろしくないというふうに個人的には思うんですね。ということは、この事業について、他に助成がないものに変えると。はっきり言って箱物はほかに助成制度があるんですね。それを地域でやるということは、ちょっと考えてみてどうなのかという疑問が残ります。今市が一番ねらっているのは、地域のコミュニティー、そういう場で地域の皆さんで話し合っ、この地域をどうしていくか、こういうことが大事だと思うんですが、箱物をつくってそれでよいということは、ちょっと私は無理があるのではないかというふうに思いますので、もう少しその点について説明を願いたいと思います。

○議長（日比野 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時34分

再開 午後1時44分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、塚田議員の再質問にお答えします。

1点目の、各中学校区で共通した事業を進めていくのではとの御質問でございますが、先ほどの答弁の中でもお答えいたしましたように、地域づくり支援事業は一定した一つの事業に限定しているものではなく、地域の課題や実情に沿ったさまざまな事業展開があるものと考えております。この事業の大きなねらいといたしましては、市税等の財源を行政だけが執行するという考え方ではなく、地域として取り組みたい事業を地域住民の話し合いにより、地域みずからの総意と協力によって完成させることによって高度な地域社会の形成が進み、

高度な地域力を持った市民が育っていくことにあります。したがって、当初から中学校区ごとに合意形成が難しいとなれば、第1ステップとして部会を設置されての地域事業となりましても、本来の目的を損なうものではないと考えております。

この事業が契機となり、将来的には地域エリアが中学校区からさらに市域全体へと広がっていくことに期待するものでございます。

2点目の、箱物をつくって、これがコミュニティーの活性化になると思うかとの御質問でございますけれども、箱物と言われるものにもありましても、コミュニティーづくりやまちづくりの拠点づくりとなり、交流や活動の場としての広範な利用により、住民自治の一層の推進が図られれば、箱物も一つの選択肢と考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、再質問の答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（日比野 豊君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 確認だけしておきたいんですが、私たちが全員協議会でもらいました地域づくり支援事業の概要というものがありますね。この中で、対象事業として、他に助成制度のないもの、またこれにより難しいものというふうに書いてあるんですが、例えば、総務部長さんは知ってみえると思うんですが、箱物と言われても、僕が考えると、それは他に助成制度があるものでもいいというふうに理解できるんですが、これの線引きはどうするんですか。それでいいというふうに考えてみえるんですか。これとの矛盾はないんですか。そこら辺1点だけ確認しておきます。

○議長（日比野 豊君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） お答えします。

今質問の他に助成のある制度というのは、今、市がこういう事業展開をやっているわけですが、それに対する事業の補助があるかどうかということですね。例えば公民館など集会所をつくろうとしたときに、当然うちは集会所の設置についての補助規定を持っていますけれども、そういうことで、それがあればそれを優先させていただくということでございますので、よそからの補助金とかそういうことは言っておりませんので、よろしく願いします。

○議長（日比野 豊君） 次に、6番 佐藤好夫君。

○6番（佐藤好夫君） 発言のお許しをいただきましたので、一般質問2点を行います。

1点目に、善光寺入り口から道の駅「美濃にわか茶屋」までの国道156号拡幅計画の進捗状況について、建設部長にお尋ねをいたします。

道の駅「美濃にわか茶屋」がオープンして1年余りが過ぎ、この間、大勢の皆さんが利用され、利用客数、売上額とも当初の予定をかなり上回り、極めて順調な経営状況であるとお聞きし、道の駅をオープンしてよかったなと思っております。

また、にわか茶屋は、段差の少なさや障がい者用の多目的トイレの設置などが認められ、バリアフリー化を推進した施設に県が贈る平成20年度の「G I F Uバリアフリー賞」の施設

部門賞を道の駅では初めて受賞されました。

さて、国道156号から道の駅「美濃にわか茶屋」への出入り口交差点での事故は、幸いきょうまで発生していないようですが、岐阜方面から北上する車は、道路幅の狭い見通しの悪いカーブを加速してきますので、非常に危険性を含んでいると思います。

また、国道に設置されています片側歩道は、美濃小学校の通学路にもなっていますが、幅が1メートルと狭く、大変危険であると感じています。さらに、国道を挟んで道の駅「美濃にわか茶屋」の反対には関警察署美濃交番や中濃消防組合美濃消防署がありますが、国道の渋滞に巻き込まれますと、救急車や消防車の緊急出動時に支障を来すことも十分考えられます。以上のようなことから、善光寺入り口から道の駅「美濃にわか茶屋」までの約600メートル区間の国道156号拡幅を一日でも早く実現していただくようお願いをします。

そこで、国道156号の拡幅とあわせて、歩道の拡幅計画の進捗状況についてお尋ねをします。

2点目、平成24年岐阜国体の自転車ロードレースについてお尋ねをいたします。二つお尋ねをいたします。

一つは、コースの選定及び整備について、二つ目、受け入れ体制についてお尋ねをいたします。

「住みたいまち、訪れたいまち、美濃市」、スローライフシティを目指し、まちづくりの基本に置いて、サイクルシティ構想の推進を図っている美濃市にとっては、岐阜国体、自転車ロードレース競技は楽しみな種目であると思います。美濃市では、国際自転車レース「ツアー・オブ・ジャパン」を第11回、第12回と2回、体育協会、市民ボランティア、地域の多くの方々の協力により大きな成果を上げております。3回目以降もできれば続けてほしいという市民の声も多く聞かれます。

大会後も、ツアー・オブ・ジャパンのコースを自転車マニアの人たちが市外から来て走っているところを見かけることもよくあります。サイクルシティ美濃市として、美濃市民が参加できるような岐阜国体、自転車ロードレースを成功させたいと思っています。

平成17年に国民体育大会で自転車ロードレースの美濃での開催が内定され、3年が過ぎました。4年後には岐阜国体が開催されますが、コースの選定はできているのか、また整備はどのように進めていくのか、受け入れ体制はどのように進めていくのか、教育次長にお尋ねをいたします。

○議長（日比野 豊君） 建設部長 平林泉君。

○建設部長（平林 泉君） それでは、佐藤議員の一般質問の1点目、善光寺入り口から道の駅「美濃にわか茶屋」までの国道156号拡幅計画の進捗状況についてお答えをいたします。

本事業は、善光寺入り口から道の駅「美濃にわか茶屋」までの延長約600メートルの区間の道路拡幅事業であります。当区間は、車線及び路肩ともに狭く、縦断勾配が急であり、しかも歩道は片側歩道で幅員が1メートルほどで、車の走行にも歩行にも大変危険な箇所となっております。

また、善光寺入り口から関警察署美濃交番までの区間約400メートルにつきましては、「あんしん歩行エリア」内であり、道の駅に設置いたしましたサイクルステーションから市街地へ自転車を利用した観光ルートでもあることから、この間を安全で安心して通ることのできる歩道となるよう、幅3.5メートルの拡幅要望を行ってまいりました。既に道の駅から交番までの区間約200メートルは、曾代土地区画整理事業と、昨年オープンいたしました道の駅建設事業にあわせ、拡幅整備を完了しております。

善光寺入り口から交番までの区間は、平成17年度に平面測量やボーリング調査が実施され、18年度には縦断測量、横断測量が行われ、地権者全員の方から事業推進の了解をいただき、幅ぐいが設置されました。19年度では、計画図面に基づき地権者説明会が開催され、交番前の事業を最優先して進めることになりました。この優先箇所につきましては、現在、道の駅から岐阜方面に向かう交差点は右折禁止となっており、交差点の視距が確保されれば、右折可能な交差点にすることを検討するとの公安委員会の回答もあり、事業効果が早くあらわれるといったことから優先して進められております。19年12月には、この優先箇所の境界立ち会いと同時に2棟分の建物調査が実施され、本年7月に用地単価及び建物等移転補償額が提示され、現在交渉が行われております。その他の箇所につきましても、本年12月3日に境界立ち会いが行われ、残り8棟の建物調査が現在行われておりまして、用地及び建物等移転補償の交渉は21年度からになると聞いております。

当区間には移転しなければならない建物が10棟ございまして、そのうち7棟が住居、1棟が住居兼事業所でございます。2棟が空き家になっております。特に住居につきましては、今後移転先の選定等に時間がかかることが予想されますが、国土交通省に対し、できるだけ早期に工事着手ができるよう要望してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 教育次長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） それでは、佐藤議員の2点目の御質問、平成24年岐阜国体の自転車ロードレースについてお答えをいたします。

まず一つ目のコースの選定及び整備についてでございます。

「ぎふ清流国体」の開催期日は、来年7月に正式に決定の運びであります。平成24年の9月から10月にかけての11日間で開催されることになっております。

ロードレースは、成年男子及び少年男子の2部門がありまして、部門ごとに各都道府県から2人出場できます。成年と少年のスタート時間は異なりますが、最大で188人の選手が同時にコース上を走ることになります。

コースにつきましては、岐阜県自転車競技連盟や、その上部団体の日本自転車競技連盟の役員、さらには県の清流国体推進局にも下見をいただいておりますが、ツアー・オブ・ジャパンと同じ美濃市を周回する21.3キロメートルのコースを6周ないしは7周で開催されます。ツアー・オブ・ジャパンは過去2回美濃市で開催し、コースも随分と整備されてまいりました。このうち県道はコースの約8割を占めますが、県当局の御理解・御協力により順次整備

いただき、特に半道から御手洗に至る上野・関線の狭小区間につきましても、本年度から地元説明会も始まり、道路拡幅事業が進められようとしているところでございます。今後も、県に対しては、道路整備についてさらに御協力をお願いし、平成24年を万全の状態を迎えたいと考えております。

次に、二つ目の受け入れ体制づくりでございますが、平成21年には、まず教育委員会内で国体推進体制を整えた上、その後実行委員会を立ち上げたいと考えております。また、実行委員会の下には、総務・企画・競技・式典・宿泊・警備・広報などの専門委員会も設けていきたいと考えております。ツアー・オブ・ジャパンが市民総出で大会を盛り上げてもらっていますように、国体も同様に各界各層の方々、多くのボランティアの皆様の御協力をお願いしていく考えでございます。

県では、ぎふ清流国体を単に会期11日間の一過性のスポーツイベントだけで終わらせることのないよう、県民の総力で岐阜県をよくしていこうと、「ぎふ清流国体県民運動」がこれから実施されようとしています。当然、美濃市もこの運動に呼応し、市民一人ひとりがそれぞれの立場で大会を支え、盛り上げ、ともに感動を分かち合えるよう、市民総参加の国体とするよう努力する所存でございますので、御理解と御協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 次に、3番 太田照彦君。

○3番（太田照彦君） 発言のお許しをいただきましたので、私は来年度開校する牧谷小学校の学校再編成の進捗状況について、一般質問を3点させていただきます。

来年4月から、再編成の準備が進められています牧谷小学校が開校となります。私自身も、母校が上牧地区から消えることについては一抹の寂しさを感じているところであります。これも少子化の影響や時代の推移、とりわけ子供の将来を考える保護者の気持ちを察すると、やむを得ない状況と思っております。一方の下牧地区の方々も、同様な感じを抱いておられることと思います。両地区で熟慮の上、再編成が決まった以上は、私たち地元議員としましても、何かの協力は惜しまない所存であります。市に対しましては、新しい環境のもと、立派な児童を多く育てていただけるようお願い申し上げる次第でございます。

さて、開校に向けて順調に準備が進められているとお聞きしておりますが、既設校舎の改修、増築校舎の建築などハード面から、児童・先生方の交流や安全な通学方法、新しい校章・校歌などのソフト面に至るまで、開校までに進めておかねばならぬことがたくさんある中、3月議会においても、こういった問題を再編成実行委員会を設置して協議をしながら進めてまいりますとの答弁をいただいたところであります。

そこで一つ目の質問ですが、特に私が心配していますことは、児童同士の交流のことでございます。子供たちは不安をいっぱい抱えて再編成となります。さまざまな交流を前もって行うことは、子供たちの不安を和らげる意味からもとても大事なことと考えます。

そこで、現在までに児童同士の交流をどのように図ってきたのか、また開校までにどのように行っていくのか、お尋ねいたします。

次に、2点目の質問でございますが、開校までにただいま述べました子供たちの交流以外に、教育委員会ではどのような準備がどの程度進められ、あと4ヵ月ほどをどのようなスケジュールで行われるか、御教示願いたいと思います。

また、特に上牧小学校は119年の歴史に幕を閉じますので、地元では既に閉校記念誌の作成準備などが実行委員さんのもとで進められております。両校の閉校式典、新牧谷小学校の開校式典などの開催に関しましても、どのような予定をされているのか、重ねてお尋ねいたします。

次に、三つ目の質問でございますが、今回の学校再編成により、両校が廃校となります。今までに美濃市内で廃校となった5地区の校舎は、すべて地域の生涯学習センターとして活用されていますが、その利用となりますと十分ではないように思われます。私は、公園のような施設ほか福祉関係に至るまで、地域の多くの人たちに愛され、利用される施設への転用が望ましいと考えるのですが、なかなか難しい問題もあると思います。

地元の方々も、あとは何に使うのか、どんなことに使えるのかといった声を耳にする今、廃校となった校舎の利用については、補助金の関係で教育施設関係以外への転用は難しいと聞いておりますが、今回の両校については、市ではどのような施設への転用を考えておられるのか、お尋ねいたします。

以上3点につきまして、教育長に御答弁をお願いいたします。

○議長（日比野 豊君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 太田議員の一般質問、来年度開校する牧谷小学校の学校再編成の進捗状況についての一つ目、両校の児童同士の交流についてお答えします。

北部地区の学校再編成につきましては、ことし1月に下牧・上牧両地区の皆さんの御同意をいただき、旧蕨生小学校の位置で来年4月から開校することに決定しました。

その後、地元の自治会長さんやPTA役員、保育園保護者の皆さん、学校職員で構成する実行委員会を立ち上げ、各委員さんを児童の交流を検討する交流部会、両校の備品を点検する備品施設部会、両校のPTA規約等について検討するPTA部会、児童が乗るスクールバスの乗降場所を検討する通学部会、新しい校歌や校章について検討する名称関係部会など、七つの部会に分けてそれぞれ検討していただいております。

議員御指摘の両校の交流につきましては、実行委員会の中の専門部会の一つで、教職員が中心の交流部会が担当しており、子供たちが安心して仲よくスタートが切れるようにと考え、検討してきました。既に今までに合同で野外学習、少年自然の家での研修会、社会見学、あるいは紙の芸術村事業の、アーティストと和紙を使った作品づくりを行うなどの交流を図っています。さらに、開校までに社会見学などを行う計画でありますが、子供たちの順応性は想像以上に高く、仲よくしている姿を拝見しておりますと、開校後においてもスムーズに推移していけるものと考えております。

次に、二つ目の開校までのスケジュールについてお答えします。

先ほど申し上げましたように、来年の開校に向けて現在実行委員会を立ち上げ、それぞれ

の専門部会で御検討いただいております。部会の中の一つ、名称部会では、既に校章のデザインを決定しておりますし、校歌につきましても現在依頼した方が制作に取りかかっている状況となっております。また、子供たちを乗せるスクールバスにつきましても、計画している乗降場所や巡回コースを実際に児童が乗る時間帯に合わせて試乗を行うなど、子供たちの安全を第一に考えた乗降場所や巡回コースで検討がなされてきました。

こうしてそれぞれの専門部会で検討していただいている現状から見まして、現時点では順調に推移しているものと考えておりますが、今後もさらに細部について詰め、来年の開校を万全の体制で迎えたいと考えております。

また、小学校として幕を閉じる両校の閉校式典を3月29日の日曜日午前中に、牧谷小学校の開校式を4月4日の土曜日午前中に計画しております。細部につきましては、今後詰めていきたいと考えております。

次に、三つ目の廃校後の跡地利用についてお答えします。

議員さんが指摘されましたように、今までに廃校となった5校は、いずれも地域の生涯学習センターとして活用いただいております。先日行いました学校再編成実行委員会でも議題としてこの問題を取り上げ、皆さんに御意見をお聞きしましたが、具体的な妙案は出てきませんでした。

校舎や体育館の建築に際しましては、国の補助金を受けて建築している関係上、文部科学省も以前は、建築後10年を超える校舎などについては、学校法人や社会福祉法人などへの転用ならば補助金の返還は必要ないと他施設への転用条件が限られておまして、美濃市では生涯学習センターとなった経過がありますが、最近では条件つきながら弾力化されてきております。

今後、市内でも活用について検討しますが、両地区で地域の活性化が図れるような具体的な御意見がございましたら、ぜひ御提案をいただきますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（日比野 豊君） 以上をもちまして、市政に対する一般質問を終わります。

〔追加議案配付〕

○議長（日比野 豊君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第92号、議第93号の2案件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、議第92号、議第93号の2案件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第92号及び議第93号（提案説明・質疑）

○議長（日比野 豊君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第92号について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、議第92号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書2ページをお開きください。

今回の補正は、世界的な金融危機、経済不況の中で、金融不安や景気後退の影響を受けやすい市内の中小・小規模企業に対し、必要な事業資金の円滑な調達を支援するための助成措置を講じ、経営環境の改善に資するものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ480万円を追加して、補正後の予算総額を90億1,207万5,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は債務負担行為の補正で、3ページの「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、原材料価格高騰対応等緊急利子・保証料補給を追加するもので、期間を平成20年度から22年度までとし、限度額を960万円とするものでございます。

次に、補正の内容につきまして御説明いたします。4ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

7款 商工費は480万円を増額して、補正後の額を4億7,699万3,000円とするものでございます。これは原材料価格高騰対応等緊急利子・保証料補給金で、財源は一般財源で、繰越金を充当するものでございます。

5ページにつきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第92号の説明を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に議第93号について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、議第93号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ7の議案集の7ページ及び赤スタンプ8の説明資料1ページをお開きください。

本年12月5日に健康保険法施行令の一部が改正され、出産育児一時金の額が改正前の35万円から3万円を加算し、上限が38万円となりました。

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と、脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とをあわせ持つ制度として、財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度が創設され、平成21年1月1日分娩分から実施されます。この制度に加入する医療機関等は、同機関に取扱分娩数に応じた掛金を支払うため、保険料相当額が出産費用に加算されることとなります。健康保険法施行令の一部改正は、出産育児一時金支給額について産科医療補償制度の掛金相当分を増額するものでございます。

この改正に伴い、美濃市国民健康保険条例の一部を改正し、出産育児一時金の額を現在の

35万円に3万円を加算し、上限を38万円とする所要の改正でございます。

条文については、説明資料2ページの新旧対照表で御説明いたします。

第6条第1項は、出産育児一時金35万円の支給額を定めており、これにただし書きを追加し、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより3万円を限度に加算することを定め、また第2項は語句の整備でございます。

附則の第1項では、この条例の施行日を平成21年1月1日と定め、第2項では、施行日前に出産した被保険者に係る第6条の規定による出産育児一時金の額は従前の例によると定めております。

以上で、議第93号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（日比野 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時24分

○議長（日比野 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっている認第3号から議第87号までと議第91号から議第93号までの26案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、会期日程表に関係なく、総務常任委員会は12月12日午前10時から、民生教育常任委員会は12月15日午前10時から、産業建設常任委員会は12月16日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

先ほど議案付託表を配付いたしましたが、総務常任委員会の議第91号の後に議第92号が抜けておりますので、失礼とは存じますが、議第92号をつけ加えてください。よろしく願いします。産業建設常任委員会のところもお願いいたします。

〔追加議案配付〕

○議長（日比野 豊君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第6号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第6号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 市議第6号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第6号について、14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） ただいま追加上程されました市議第6号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

文案を朗読して、提案といたします。

それでは、議案集の2ページをお開きください。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題としてグローバル化する中で、森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し、強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手が不足し山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を促進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき、業務・組織の見直しが予定されているところである。

よって、国におかれては、今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業等において安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分に寄与できるよう、下記事項の実現を強く求める。

1. 森林吸収源対策を着実に推進するためには、環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と、森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出を図ること。

2. 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興を図ること。

3. 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与のもとでの森林整備制度の創設を図ること。

4. 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じ

て地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月11日、岐阜県美濃市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、林野庁長官でございます。

○議長（日比野 豊君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時34分

再開 午後 2 時34分

○議長（日比野 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議はないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に討論はないものと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第6号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、市議第6号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから12月17日までの6日間、休会いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから12月17日までの6日間、休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（日比野 豊君） 本日は、これをもって散会いたします。

12月18日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日は大変御苦労さまでございました。

散会 午後2時35分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年12月11日

美濃市議会議長 日 比 野 豊

署 名 議 員 太 田 照 彦

署 名 議 員 森 福 子

平成20年12月18日

平成20年第6回美濃市議会定例会会議録（第3号）

議 事 日 程 (第 3 号)

平成20年12月18日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 3 号 平成19年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 4 号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 5 号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 6 号 平成19年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 7 号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 8 号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 9 号 平成19年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第10号 平成19年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議第73号 平成20年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第11 議第74号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第12 議第75号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第13 議第76号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第77号 平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第78号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第16 議第79号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第17 議第80号 平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議第81号 美濃市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について
- 第19 議第82号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第20 議第83号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第84号 美濃市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議第85号 美濃市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議第86号 美濃市下水道条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第87号 美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第91号 美濃市土地開発公社定款の変更について
- 第26 議第92号 平成20年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第27 議第93号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

第 1 から第27までの各事件

出席議員（15名）

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	平 林 泉 君	建 設 部 参 事 兼 上 下 水 道 課 長	丸 茂 勝 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 壽 君
美 濃 病 院 院 長 事 務 局 長	岩 原 泰 君	総 務 課 長	梅 村 健 君
秘 書 課 長	古 田 則 行 君		

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	平 野 廣 夫	議 会 事 務 局 長 次	井 上 司
議 会 事 務 局 記 書	太 田 博 康		

開議の宣告

○議長（日比野 豊君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（日比野 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（日比野 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 山口育男君、6番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

第2 認第3号から第27 議第93号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（日比野 豊君） 日程第2、認第3号から日程第27、議第93号までの26案件を一括して議題といたします。

これら26案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 山口育男君。

○総務常任委員会委員長（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において、総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月12日午前10時から委員全員の出席を得まして、委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第3号 平成19年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第81号 美濃市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第82号 美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第83号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第84号 美濃市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第85号 美濃市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第91号 美濃市土地開発公社定款の変更についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第92号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、民生教育常任委員会委員長 太田照彦君。

○民生教育常任委員会委員長（太田照彦君） おはようございます。

今期定例会において、民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月15日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第3号 平成19年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号 平成19年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第10号 平成19年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、

討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第74号 平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第78号 平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第79号 平成20年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第93号 美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（日比野 豊君） 次に、産業建設常任委員会委員長 野倉和郎君。

○産業建設常任委員会委員長（野倉和郎君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において、産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月16日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第3号 平成19年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号 平成19年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第75号 平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関

係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第76号 平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第77号 平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第80号 平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第86号 美濃市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第87号 美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第92号 平成20年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（日比野 豊君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） おはようございます。

私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表し、今定例会に上程されました案件のうち、反対するものにはその反対理由を申し述べ、討論といたします。

平成19年度決算は、市税収入が伸びたとはいえ、その多くが税源移譲によるもので、国の三位一体改革により地方交付税は前年度対比約1億8,000万円減額され、約23億3,000万円、率にして7.3%減少し、厳しい財政には変わりありません。また、本市の財政状況は、公

債費比率が1ポイント下がったとはいえ財政力指数が0.583で、前年度比0.032ポイント、経常収支比率も99.8%で、前年度比1.9ポイント、いずれも上がっております。

このような財政状況の中、道の駅の完成年度として平成19年度決算では商工費で約3億4,000万円支出されております。市民の多くが反対をいたしました。市長は強引につくって市財政を大きく圧迫させ、市民要求の数々が大型事業の前に打ち消されました。道の駅も開駅から1年数ヶ月になります。今のところ順調に売り上げがあるように聞き及んでおりますが、問題はこの先5年、10年過ぎた時点であります。今の時期、要求度の低い箱物をつくる余裕はないと思います。よって平成19年度決算認定に、この部分に反対するものです。

次に、議第86号 美濃市下水道条例の一部を改正する条例について及び議第87号 美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し上げます。

今回の条例改正は、公共下水道の使用料を、一般家庭で月に28立方メートル水道を利用した場合、現行料金4,010円を4,210円に200円引き上げるものであり、一方、農業集落排水処理施設の使用料は現行料金3,690円を3,880円に190円引き上げるもので、全体では1,150万円の引き上げとなっております。この引き上げは、国による公的資金の繰り上げ償還の条件になっており、そのため美濃市は集中改革プランの見直しを余儀なくされ、さらなる改革を平成22年度まで進めることになりました。本来、国が条件をつけること自体間違っていることであり、地方分権の精神からいっても納得できかねるものであります。

私たち共産党は、3月議会で公的資金の繰り上げ償還に賛成をいたしました。このことは従来から言ってきたことであります。ところが、今回は、国が繰り上げ償還を許可する条件に集中改革プランを提出させ、下水道などの使用料を引き上げることを市に求め、市もそれに従ったものであります。全員協議会で説明があったとき、あめとむちのような国のやり方はおかしいと指摘をいたしました。3月議会ではそのことに触れず賛成しましたが、改めて12月議会で国が公的資金の繰り上げ償還に条件を出すことは間違いであるということを表示し、反対をするものです。

今、アメリカ発の金融危機で、輸出企業である大企業の生産落ち込みで雇用状況も日に日に悪化し、中小零細企業は仕事がないとの声も聞かれ、大変な状況に追い込まれています。今回の不況は、深く長く続くとの見方が強まっております。この時期に、金額は少額であっても公共料金は上げるべきでないと考えます。

6月議会でも、料金改定する前に水洗化率を上げることに格別の努力を要望したところでございます。平成20年4月現在の公共下水道の水洗化率は、右岸処理区が72%、左岸処理区が54%で、公共下水道全体では59%になっており、一方、農業集落排水処理施設の水洗化率は平均67.3%です。今の段階での料金引き上げは、接続した家庭だけ負担がふえることになり、市民の皆さんにも不公平感を与えることとなります。まずは水洗化率の向上のため、市が一丸となり取り組むことだと思っております。私たち議員も、そのための協力を惜しまないつもりであります。

よって、議第86号 美濃市下水道条例の一部を改正する条例と、議第87号 美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について反対をするものです。ほかの議案は一々申し上げませんが、すべて賛成するものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（日比野 豊君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に認第3号について、各常任委員長報告は原案を認定であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手多数であります。よって、認第3号は各委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第4号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第5号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、認第5号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第6号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、認第6号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第7号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、認第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第8号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、認第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第9号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、認第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第10号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、認第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第73号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第73号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第74号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第74号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第75号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第75号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第76号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第76号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第77号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第77号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第78号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第78号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第79号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第79号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第80号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第80号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第81号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第81号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第82号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第82号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第83号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第83号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第84号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（日比野 豊君） 举手全員であります。よって、議第84号は委員長報告のとおり可決

いたしました。

次に議第85号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第85号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第86号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手多数であります。よって、議第86号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第87号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手多数であります。よって、議第87号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第91号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第91号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第92号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第92号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第93号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（日比野 豊君） 挙手全員であります。よって、議第93号は委員長報告のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。今期定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日比野 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって

閉会とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（日比野 豊君） これをもって本日の会議を閉じ、平成20年第6回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分

市長あいさつ

○議長（日比野 豊君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成20年第6回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成19年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定を初めとする27件の議案及び追加議案2件につきまして、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認・御議決をいただき、まことにありがとうございました。会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政に反映するよう努力する所存でございます。

世界の経済は、アメリカの金融危機に端を発し、100年に1度と言われる局面を迎えており、我が国の経済もそのあおりを受け、既に景気後退局面に入っています。地域経済においても日を追って厳しい状況が一層広がっているところであり、今議会においても当市の緊急経済対策をお願いしたところでございます。

政府においては、国民生活と日本経済を守ることを最優先とし、追加経済対策として国民に対する定額給付金の支給、地方が自由に使える1兆円の別枠確保など追加補正が検討されているところであります。

地方財政審議会は、2009年度の地方財政に関する次のような意見をまとめております。地方交付税の削減に伴い、財政力の弱い自治体を中心に、住民サービスに不可欠の経費の削減を迫られているとして、自治体の財政を洗い直し、所要の一般財源を確保するとともに、地方交付税を増額するよう鳩山総務大臣に提言しています。また、平成20年11月26日付の財政制度等審議会の建議では、国は総体として地方より極めて厳しい状況下であり、地方全体としてはむしろ財政体質は改善し、地方の方が余裕があると述べていますが、地方財政審議会はこれを強く戒めています。地方財政審議会としては、今日、地方の財政が逼迫している現状をとらえ、OECD諸国の平均では、国の債務残高は地方の8倍が平均であり、国と地方の違いや世界の常識を踏まえ、このような主張は国民に大きな誤解を与えかねないと批判しています。また、同地方財政審議会は、国の公債償還年限は60年であるのに対し、地方は財政融資資金でも20年から30年で償還が義務づけられ、国よりも大幅に短い期間で元利償還を

強いられている。地方は赤字公債を発行できず、他の経費の徹底した削減により辛くも捻出した財源で償還しているのが現状であり、今日の地方財政の硬直化はこうしたことに起因している。また、法人関係税は、地域間の財政力格差を拡大させてきた。こうした現状を踏まえ、今こそ地方財政の見直し、支援が必要であるとしております。

全国市長会を初め地方六団体は、5兆円を超える地方交付税等の大幅な削減に加え、社会保障関係費の増大がもたらした地方の危機的な財政状況を改善するためにも、また実体経済の急激な悪化による税収が落ち込むことから、地方交付税の復元と増額を求める緊急声明を出したところであります。美濃市としては、厳しい財政状況をとらえて、着実に、かつ持続可能な財政運営に徹することはもちろんでございますが、全国市長会等地方六団体を通して、今後の追加経済対策や2次補正、並びに新年度予算において地方の財政支援、並びに地方経済の回復に力を入れるよう、国に対して強く求めていくことにしております。

さて、平成20年も残すところ10日余りとなりました。議員各位には、この1年間、市政進展のために御活躍をいただき、まことにありがとうございました。年の瀬も迫り、何かと心せわしくなり、寒さも一段と厳しくなっておりますので、どうかお体には十分御自愛くださいまして、市民の皆様とともに健康で御多幸な輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（日比野 豊君） 本定例会には、平成19年度一般会計歳入歳出決算の認定を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

なお、本年も残すところわずかになりましたが、どうか年末年始を事故等に御注意くださいまして、輝かしい新年をお迎えになるよう祈念申し上げまして、本日は御苦勞さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年12月18日

美濃市議会議長 日 比 野 豊

署 名 議 員 山 口 育 男

署 名 議 員 佐 藤 好 夫

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認 第 3 号	平成19年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管に関する事項	原案認定
議 第 7 3 号	平成20年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中所管に関する事項	原案可決
議 第 8 1 号	美濃市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 8 2 号	美濃市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 8 3 号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 8 4 号	美濃市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 8 5 号	美濃市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 9 1 号	美濃市土地開発公社定款の変更について	原案可決
議 第 9 2 号	平成20年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中所管に関する事項	原案可決

平成20年12月12日

総務常任委員会委員長 山 口 育 男

美濃市議会議長 日比野 豊 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認 第 3 号	平成19年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管に関する事項	原案認定
認 第 4 号	平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 5 号	平成19年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 6 号	平成19年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 10 号	平成19年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議 第 73 号	平成20年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中所管に関する事項	原案可決
議 第 74 号	平成20年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 78 号	平成20年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 79 号	平成20年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 93 号	美濃市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成20年12月15日

民生教育常任委員会委員長 太 田 照 彦

美濃市議会議長 日比野 豊 様

産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認 第 3 号	平成19年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管に関する事項	原案認定
認 第 7 号	平成19年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 8 号	平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 9 号	平成19年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議 第 7 3 号	平成20年度美濃市一般会計補正予算（第 3 号）中所管に関する事項	原案可決
議 第 7 5 号	平成20年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議 第 7 6 号	平成20年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議 第 7 7 号	平成20年度美濃市下水道特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議 第 8 0 号	平成20年度美濃市上水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議 第 8 6 号	美濃市下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 8 7 号	美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 9 2 号	平成20年度美濃市一般会計補正予算（第 4 号）中所管に関する事項	原案可決

平成20年12月16日

産業建設常任委員会委員長 野 倉 和 郎

美濃市議会議長 日比野 豊 様